

薩州產物会所交易構想と近江商人商法の 関係について(1)

— 石河確太郎と近江商人 —

長 谷 川 洋 史

目 次

1. 序言
2. 石河確太郎及び薩摩藩交易方と近江商人及び江州との関係(1)－文久3年石河確太郎「覚」から－
3. 石河確太郎及び薩摩藩交易方と近江商人及び江州との関係(2)－元治元年5月付石河確太郎文書から－
4. 近江商人商法と薩州產物会所交易の類似性について(文久3年9月付石河確太郎文書から)(1)－「產物廻し」と薩州產物会所交易－
5. 近江商人商法と薩州產物会所交易の類似性について(文久3年9月付石河確太郎文書から)(2)－会社制度への接近、「組合商内」と「薩州商社」－
6. 「三方よし」と「三方便利融通」(以上本号)
7. 「和州郡山領江州北庄(五個荘)藤井忠兵衛」と「近江屋彦次郎」について－史料「湖東中郡日野八幡在々持余家見立角力」が示すもの－
8. 結語に代えて－近江商人の蝦夷地交易と石河確太郎・本間郡兵衛の北国交易構想の関係についての展望－

1. 序言

幕末から明治初期における会社制度導入についての研究の蓄積は、基本的に戦前の水準をほとんど超えていない現状にある。したがって、在来の伝統

的商業（アジア的）と外来の会社制度（西洋的）がいかなる経緯で関係し合い、日本独自の会社制度が形成されたのかという発生史的な特徴についても、ほとんど解明されていない⁽¹⁾。

本稿では、薩摩藩洋学者石河確太郎正龍（1825文政8～1895明治28）を中心とした日本初の本格的な会社制度（薩州商社）導入の試みと在来の近江商人商法（商業方法）及び近江商人との関係について論及した。会社制度を含めた文化領域においては、同じものがそっくり伝播することありえない。必ず、伝播するものと伝播される側（受け入れ側）の間における確執と同調がないまぜになって独特な形態で現象する。伝播される側（受け入れ側）は、在来の蓄積水準を用いてしか、外来からの伝播が可能とならないからである。石河らが会社制度を導入するに際して用いた在来の蓄積水準のひとつに、江戸期に高度に発達した近江商人商法と近江商人の資金力がある。

石河らは薩州商社取建（設立）の前に、薩州產物会所交易という限りなく会社制度に接近した試みをおこなっていた。薩州產物会所は、従来の会所方式を幕藩体制という制限内でぎりぎりまでの革新性を發揮した画期的な試みであった。そして薩州產物会所の枠組みの上に外来の会社制度を導入しようとした試みこそが薩州商社であった。一方近江商人による近江商法も、会社制度に類似した優れた特徴を持っていた。しかも石河の出身地和州（大和国）は江州（近江国）の近隣である。したがって、石河による薩州產物会所構想には近江商人商法の影響が深く投影されているのは、半ば必然的だった。

本稿は、薩州產物会所交易と近江商人商法の類似点、薩州產物会所交易と近江国及び近江商人の関係についての試論である。

2. 石河確太郎及び薩摩藩交易方と近江商人及び江州との 関係(1)－文久3年石河確太郎「覚」から－

本研究が、石河確太郎と近江商人の関係を注目した直接的契機は、文久3

年（1863）2月に石河が薩摩藩家老小松帶刀（1835天保6～1870明治3）へ差し出した大坂百間町・西国町（現大阪市西区立売堀辺り）に取建てた蔵屋敷（百間町屋敷）⁽²⁾に関する経費及び出納の「覚」によってであった。当時小松は、家老格の御勝手方掛（経済・交易部門）であり、薩摩藩経済・交易部門の最高責任者であり、石河たちによるこの時期の経済・技術改革の試み（機械紡績所取建・薩州産物会所交易開始など）を背後からしっかりと支援していた。百間町屋敷は、文久2年暮れから文久3年初めにかけて、石河らによって取建てられた蔵屋敷であり、元からある立売堀の薩摩藩下屋敷の別館のような位置付けにあった（百間町蔵屋敷は立売堀下屋敷から徒歩五分程度、高橋という橋ひとつ隔てた場所に開設された）。しかし、百間町蔵屋敷は、一番新しい薩摩藩蔵屋敷で、石河らはここを拠点にして、薩州産物会所交易・機械紡績所取建構想・薩州商社取建構想（慶応3年〈1867〉6月付の「薩州商社発端」「薩州商社条書」は百間町蔵屋敷で起草されたとみられる）を取り組んだ。当然、百間町蔵屋敷は、薩州産物会所交易実施の司令塔となつた。百間町蔵屋敷は、いわば薩摩藩最新鋭の蔵屋敷といえる。この百間町蔵屋敷を拠点にした、薩摩藩の経済・技術改革を担当する石河を中心とした知識層のゆるいまとまりを本研究は、「百間町グループ」⁽³⁾と称した。

文久3年（1863）2月の小松宛の石河確太郎による「覚」（以下石河「覚」と略記）は、開設直後の薩州百間町蔵屋敷（以下百間町屋敷と略記）の状況を伝える貴重な史料でもあるので、次に全文を紹介する。

覚

一 金五百両

但戌（文久2〈1862〉年）十月廿九日京都近江屋彦次郎より借入分

右の内

戌十一月二日

金五拾両

塩千俵代手附銀相渡。
てつきせんあいわたらす

差引

一 金四百五拾両

右の内

戌十一月十六日

金五拾両

百間町御屋敷代手附銀相渡。

差引

一 金四百両

右の内

戌十一月十七日

金五拾両

塩千俵代内として相渡。

差引

一 金三百五拾両

右の内

戌十二月二日

金百両

百間町御屋敷代内として相渡。

差引

一 金貳百五拾両

右の内

戌十二月三日

金拾貳両壹分 ツリ銭三百三十三文

塩三百三十俵御国許迄船運賃。

差引

一 金貳百三十七両三分ト銭三百三十三文

右の内

戌十二月九日

金三拾五両 ツリ銭貳百五十二文

塩千俵代皆済として相渡。

差引

一 金貳百貳両三分ト銭五百八十五文

右の内

戌十二月九日

金貳拾五両壹朱

塩六百七十俵御国許迄船運賃。

差引

一 金百七十七両二分三朱ト銭五百八十五文

右の内

戌十二月九日

金壹両貳朱

塩御買入に付、中人衆へ振舞。

差引

一 金百七十六両二分壹朱ト銭五百八十五文

一 金千両

但戌十二月五日和州郡山領江州北庄藤井忠兵衛より借入分

右二行合

金千百七十六両二分壹朱ト銭五百八十五文

右の内

戌十二月十二日

金三百四十三両二分二朱

百間町御屋敷代の内、証文面通皆済。

差引

一 金八百三十二両三分三朱ト銭五百八十五文

右の内

戌十二月十三日

金貳拾両

百間町御屋敷買入に付、口銭相渡。^{こうせん}

一 金八百十二両三分三朱ト銭五百八十五文

右の内

戌十二月十三日

金三両二分

百間町御屋敷附階子并籠^{（籠か）} 簿代相渡。

差引

一 金八百九両壹分三朱ト銭五百八十五文

右の内

戌十二月廿五日

金五百両

京都近江屋彦次郎へ返金相済。

一 金三百九両壹分三朱ト銭五百八十五文

右の内

戌十二月廿五日

金四両

京都近江屋彦次郎へ返金五百両の利足月八朱の割を以^{もって}、一ヶ月
分相渡。

差引

一 金三百五両一分三朱ト銭五百八十五文

右の内

戌十二月廿八日

金二分二朱

銭七貫二百文

此錢金として一両二朱

しめて
メ金壹両三分

百間町西国町戌十二月町内定例入用相渡。

差引

一 金三百三両二分三朱ト銭五百八十五文

右の内

戊十二月廿八日

銀二百四十四匁八分

八三二

此金二両三分三朱ト銭九文

百間町西国町戊十一月十二月分公役町入用濱地代共相渡。

差引

一 金三百両三分ト銭五百七十六文

右の内

戊十二月廿八日

銀百五十匁

八三二

此金一両三分ト銭三百四文

屋質（家賃か）三十貫目月五朱の利足戌十二月分相渡。

差引

一 金二百九十九両ト銭二百七十二文

右の内

戊十二月廿九日

金八両二分一朱ト銭八文

ならびにさしあたり
百間町御屋敷掃除并 差当取繕（修繕）にんぶ 人夫諸買物并畠二十枚

代金料

差引

一 金二百九十一両一分三朱ト銭二百六十四文

右の内

戊十二月廿九日

金壹両

百間町御屋敷附仲仕なかし（人夫）共十四人さしつかわすへ差遣。

差引

一 金二百八十九両一分三朱ト錢二百六十四文

右の内

金五十両

御用用に付、入用方あいまわへ差当相廻おきし置候。

差引

一 金二百三十九両一分三朱ト錢二百六十四文

右の通、御座候。本行差引残金二百三十九両一分三朱ト錢二百六十四文儘たしか
に相預り罷あいあづか在候間、御沙汰次第上納仕る可候。以上。

石河 確太郎⁽⁴⁾

「覚」は文久2年10月29日の歳入項目「京都近江屋彦次郎より借入分」の500両から始まって、文久3年12月29日の歳出項目「百間町御屋敷附仲仕共」4人への「差遣」1両と緊急の「入用方」への「相廻し」50両支出で終わっている。「覚」は約1年間の百間町蔵屋敷の出納帳といえる。ここで注目すべきは、もちろん、「京都近江屋彦次郎」と「和州郡山領江州北庄藤井忠兵衛」の存在である。

近江屋彦次郎は、近江商人の屋号の定番「近江屋」も示す通り、後述するように京都に出店した近江商人であることは間違いない。藤井忠兵衛は、その所在地「和州郡山領江州北庄」つまり大和郡山藩（現奈良県大和郡山市辺り）の江州（近江国）での飛地（遠隔地に分散した領地）の北庄（現滋賀県東近江市五個荘辺り）が、いわゆる五個荘商人、やはり近江商人であることを示している。

近江屋彦次郎は500両を、藤井忠兵衛は1,000両を、おそらくは石河の仲介で百間町屋敷に貸し出している。石河は、この1,500両を使って、約1年間の百間町屋敷での業務諸経費の一切すなわち、「塩1,000俵の手付金及び代金、百間町屋敷購入手付金及び購入代金⁽⁵⁾、百間町屋敷購入についての口銭（仲

介・紹介手数料)、百間町屋敷の家賃⁽⁶⁾、百間町屋敷の掃除・修繕の手間賃と掃除・修繕に必要な品物購入代金及び畳20枚の購入代金、合計塩1,000俵の薩摩藩への輸送代金、塩買入れの仲介人を振る舞った代金(接待料)、百間町屋敷に取り付けた梯子・竈筒代金、百間町・西国町への町入用(町入費)⁽⁷⁾、百間町・西国町への浜地代(浜使用料)⁽⁸⁾、百間町屋敷雇いの仲仕(人夫)14人への賃金⁽⁹⁾、緊急支出費、近江屋彦次郎への利子支払」を全て賄った。つまり、年間の百間町屋敷の業務諸経費は、2人の近江商人からの借入金だけでほとんど全て賄うことになる。

これは、薩摩藩所属の蔵屋敷としては、蔵屋敷の業務諸経費がほとんど薩摩藩会計からの支出を仰いでいるのは、一見奇異に思えるかもしれない。しかし、これは、石河の経営・事業理念を即物的に実によく表しているのである。石河が立案する経済・技術改革構想に全て共通しているのは、いくら内容が優れた構想でも、薩摩藩財政・会計に依存したものでは何にもならないということである。石河の立案する構想は、全て、それが薩摩藩財政・会計から独立して運営できることが可能となる予測が立った時点で初めて完結するに至る。石河の構想には、〈どれだけ薩摩藩財政・会計からの支出をゼロに近くおさえることができるか〉ということが重要命題として必ず含まれる。

たとえば、薩州産物会所交易は、後にみるように、石河は、文久3年9月付文書にて、「殊に他国(他藩領)の産物を以て他国(他藩領)に交易し、其の利を我(薩摩藩)に収むること首めよりの御趣意(薩州産物会所交易の趣意)に之有り」と薩摩藩要路に説明したように、薩摩藩自体は産物・現物をほとんど出すことなく、流通の仕組みの創意工夫によって利潤だけは最大限獲得するという無から有を生じさせるところに眼目がある。

また、石河が薩摩藩に提出した文久3年11月1日付の機械紡績所取建白(日本初の試み)についても、「差し当たりの処(当面)は別段御金(薩摩藩支出金)御下し成し下され、先ツ御試として一日総百斤ヅ、紡ぎ候器械一具御取入成し下され度存じ奉り候」⁽¹⁰⁾〈最初のひと揃えの紡績機械の購入代金

だけは、別段（特別）に薩摩藩財政・会計から支出していただきたい」と、石河は、実に面白なく申しわけなさそうに申し出ている。しかし、同時に「此価金（最初の紡績機械1揃の代金1,500両）位の事は右器械を以て紡ぎ候縁を、^{など}譬へば琉球へ遣はし縞（綿織物）に織り調へさせ、大坂へ差し登り候御利潤の分を以て候にても速に相補ひ申すべく候」⁽¹¹⁾〈購入していただいたひと揃えの紡績機械によって生産した機械綿糸を、たとえば、琉球で綿織物に仕立て、それを大坂市場で販売すれば、購入代金1,500両などは速やかに回収できます〉と、紡績機械1揃代金1,500両は、実質的には、薩摩藩財政・会計による一時的立替と同じであり、薩摩藩財政・会計にはほとんど負担をかけないと婉曲に述べている。石河の理念においては、技術的試みさえ、純粹な技術の範疇はありえず、常に経済的概念の内に包摂されている。そもそも石河は、「右紡織の器械、御交易の御利潤を以て追々御交易方へ御取入に相成り候様、仰付けられ」⁽¹²⁾〈紡織（紡績・織物）機械は追々交易による利潤によって購入して交易方が運営する〉というように、薩摩藩財政・会計に依存しない運営を目指していた。

ここでいう「交易方」こそが、百間町屋敷を拠点に石河が交易方掛として現場を担当している部署であり、薩州產物会所交易など革新的な流通の試みを取り組んでいるところである。文久3年は、石河の、薩摩藩財政・会計に依存しないいわば薩摩藩から独立した組織確立の構想（薩州產物会所交易構想や機械紡績所取建構想）が全面的に次々と発露される年である。すでにこの期に発露された薩州產物会所を中心とする交易方・流通組織による機械紡績所経営の構想は、慶応期（1865～1868）には、さらに、薩州商社（会社組織）による堺紡績所経営の構想へと進化していく。特に薩州商社の場合には、薩摩藩財政・会計に依存しない組織確立の指向は、会社制度の内に秘められていた法人化への指向と相俟って、明確な契約に基づく薩摩藩からの独立性が最高度に高まっていく⁽¹³⁾。

以上のことから、この文久2・3年の百間町屋敷の状況を表す石河「覚」には、びた一文も薩摩藩からの支出がないのは、当然といえば当然であるこ

とが理解できよう。石河は、薩摩藩財政・会計に依存しない経済・技術構想を取り組む拠点・司令塔である百間町屋敷の在り方自体から、薩摩藩財政・会計に依存しない組織にした。石河「覚」からは、屋敷購入・敷地確保など百間町屋敷の開設から産物買付・産物運搬・雇用・接待・屋敷修繕など百間町屋敷の細部にわたる運営まで全て、薩摩藩財政・会計からではなく外部からの借入金によって遂行することによって、必ず利子を付けて短期の期日まで返済しなければならない義務を課して経営合理化を徹底する姿勢を如実に読み取ることができる。先に見た機械紡績の場合の「右紡織の器械、御交易の御利潤を以て追々御交易方へ御取入に相成り候様、仰付けられ」からすると、石河は、百間町屋敷運営資金についても、「追々」は薩州産物会所交易による「御交易の御利潤」をもって基本的に調達する予定を立てていたことは明白であると思われる。つまり、百間町屋敷は、所属は薩州（薩摩藩）になっているが（「薩州百間町屋敷」）、少なくとも経済関係においては、実質的には薩摩藩から独立して運営される存在になっている（もちろん封建社会であるから、百間町屋敷は本質的には、薩摩藩指揮権下にある、薩摩藩組織の一部である）。

この薩摩藩財政・会計には依存せずに全て外部からの「借入」によって運営するという方式は、薩州商社構想段階での、無論薩摩藩財政・会計と完全に独立して、「一株掛金五千両と相定め候事」（慶応3年〈1867〉6月起草「薩州商社条書」第1条）・「一名にて幾株入社（出資）致し候共、又は幾名にて一株入社（出資）致し候共、勝手為るべき事」（同第2条）との会社制度（会社形態の最高形態たる株式会社にも接近している）に基づく資金集中方式（株募集）へと次元を違えて発展していくのである（当然社員〈出資者〉には利子ではなく出資額と薩州商社の収益高に応じた配当金が支払われる）。「薩州商社発端」「薩州商社条書」の起草者（石河ら）が、薩州商社社員（薩州商社への出資者・投資者）の典型として想定していたのは、各州（各州）の有力町人（商人）・豪農を中心とする出資者群である。もちろん、1人による5,000両の出資もまったくかまわないのであるが、1株掛金5,000両

はいかにも高額である。有力町人（商人）・豪農の周辺の町人（商人）・農民層まで広範に社員（出資者）として吸收するためには、「幾名にて一株入社（出資）致し候共、勝手為るべき事」として、1株掛金5,000両を複数の出資者が分割で出資する方がより有効であった。

この出資者群の内から「商社元占は自国社中（各国出資者群）の惣代相兼、一ヶ国より一人ずつ^{その}其國社中の目鑑（目利き）を以て人柄相撰び、商社へ差出置き申すべき事」（同第13条）と、枝館（支社）の支社長ともいるべき「惣代」を兼任する「商社元占」を選出するのである。薩州商社全体の運営の基本方針は、「商事評定（最高経営会議）は惣代（商社元占）に相任せ」（同第32条）とあるように、全国からの商社元占による商事評定（最高経営会議）によって決定される。薩州商社は、本館（本社）を泉州堺に置き、枝館（支社）を各国（各州）に配置する全国的流通組織である。各国（各州）の商社元占は堺の本館に集結して商事評定をおこなうわけである。薩州商社が本館と各枝館によって構成される全国的流通組織であることは、後述するように近江商人商法特に「産物廻し」からの影響も大きいのである。

ここで、「薩州商社発端」「薩州商社条書」の起草者（石河ら）が、薩州商社枝館（支社）としてかなりの具体性をもって想定した対象について考えてみると、現在のところ3つの国（各州・地域）をあげることができる。それは、大和国（和州／現奈良県）と出羽国（羽州／現山形県・秋田県）と、そうして近江国（江州／現滋賀県）である。薩州商社取建構想以前、薩州産物会所交易構想段階ですでに、近江商人の近江屋彦次郎と藤井忠兵衛は、百間町屋敷の運営資金のほとんど全部を貸付けていた。文久2・3年の石河「覚」からだけでも、近江屋彦次郎は1,000両、藤井忠兵衛は500両貸付けている。おそらく藤井忠兵衛も近江屋彦次郎と同様、1,000両位貸付けることは十分可能であったものと推測できる。つまり、近江屋彦次郎・藤井忠兵衛ら近江商人は、石河らの薩摩藩事業に対して、1,000両単位の資金を融通できる実績と能力を持っているのである。薩州商社の場合の出資規定、1株掛金5,000千両を近江屋彦次郎も藤井忠兵衛も1人で出資することは十分可能で

あろうが、1株を4・5人の近江商人や江州の町人・農民層が分割して出資しても当然よいわけである。しかし、石河「覚」からすると、石河らは、近江屋彦次郎や藤井忠兵衛ら数人の近江商人が中心となり、薩州商社の江州枝館を形成する構想を持っていたものと推測するのが自然である。

3. 石河確太郎及び薩摩藩交易方と近江商人及び江州との関係(2)一元治元年5月付石河確太郎文書から一

論を少々、先に進め過ぎたきらいがある。ここで、石河と近江商人及び江州との関連について、もう一度立ち返って、考えてみたい。

まず、石河「覚」が示した、石河及び薩摩藩交易方と近江屋彦次郎・藤井忠兵衛の関係は、文久2・3年に突然にできたとは考え難い。現在のところ、明確にはなっていないが、文久2・3年以前からの一定の年数に基づく関係と推測することができる。とりわけ、文久2・3年の百間町屋敷の開設という非常に重要な事業に際して、近江商人がその資金融通を全面的に担ったという事実は、石河及び薩摩藩交易方と近江商人の関係の深さを示している。つまり、石河及び薩摩藩交易方と近江商人及び江州の関係は相当の根の深い関係であることを推測することができるのである。

次に、〈なぜ近江商人なのか?〉という問題がある。文久2・3年の百間町屋敷への資金融通を担当したのは、〈偶然、近江屋彦次郎も藤井忠兵衛も近江商人（江州出身者）であった〉ということではないかとの疑問も起こるであろう。また、〈資金融通が商売である以上、経済的な条件次第で、別に近江商人でなくても、他の商人でも置き換え可能であったであろう〉という疑問も起こるであろう。

しかし、石河及び薩摩藩交易方と近江商人は、単なる経済的関係だけでつながっていないこと、そうして、江州は、石河及び薩摩藩交易方にとって、格別な意味を持つ地域であることを、ひとつの史料が如実に表している。この史料は、石河「覚」の翌年、石河が元治元年（1864）5月13日付で伊地知いじち知

壯之丞（貞馨／1826文政9～1887明治20）に差し出した文書である。伊地知は、当時家老格御勝手方掛小松帶刀の側用人として、統括者小松と現場責任者石河の間の連絡を担当していた（伊地知はまた、小松同様、石河の経済・技術改革構想の支援者でもあった）。

同石河文書は、和州（大和国）における薩州産物会所（大和薩州産物会所）の開設場所に関する小松の石河への質問に対する返答を中心に展開されている。そこで、石河は、和州（大和国）における薩州産物会所の開設場所は、南北に細長い大和国の地理的特徴に鑑み、北方と南方の2ヵ所にした方が絶対に効率的合理的であることを小松に対して、実に詳細かつ論理的に説明している。またそこで、石河は、北方は大和郡山（現奈良県大和郡山市）及び南都（現奈良県奈良市）を拠点に、南方は曾我（和州高市郡曾我村／現奈良県橿原市曾我町辺り）を拠点に、大和薩州産物会所を開設すべきであるとした。同石河文書は長大な内容であるが、本稿に関係する部分を次にあげてみる。

かたがた
旁以て、北方へ今一ヶ所御召し立に相成り候はゞ如何に御座有るべき哉の趣、大坂に於て、^{たてわき}帶刀様（小松帶刀）へ伺ひ奉り候所、至極尤もの儀に候へ共、先ツ一ヶ処事済み候上に仕るべき旨仰付けられ候処、私にも固より其心得に罷り在り候得共、今より内々に手を附け置き候ては如何御座有るべき哉の趣尚又伺ひ奉り候所、其通仕るべき旨仰付けられ、之に依り、篤と熟考仕り候処、南都は旧都にて、戸口も繁き所には候へども地の便、宜しからず、商人等の輻^{ふく}集^{しゆう}する地には之無く、漸々衰微^{よう}に相趣候土地柄に之有り。南都より一里西に相当り郡山は大和中、最繁昌の地にて、此國の經營に於ては、最要地に之有り。追々、大和を經營し盛事を見るは、北方は此地と相考へ、幸に江州にて郡山領の者に知人之有り。此者巨商に候得ば、追々江（江州）の經營の一助にも相成り申すべし。此者（近江の巨商）を以て、極内々郡山様へ申し込み置き候儀も之有り。是亦、帶刀様へ御届け申し上げ候儀に御座候。尤も此御方（島津家・薩摩藩）より御掛合の儀にては御座無く、同人（近江の巨商）私願の筋を以て申込之有り候儀に御

座候⁽¹⁴⁾。

まず、注目すべき個所は、当然、「江州にて郡山領の者に知人之有り……此者巨商に候得ば」である。この石河の「江州の知人」とは誰か。石河の「江州の知人」の経歴については、ふたつのことが明らかになっている。ひとつは、単なる江州ではなく「江州」内の「郡山領」に居ること。ひとつは、単なる商人ではなく、まだ島津家・薩摩藩が前面に出ない段階で島津・薩摩藩側の意思を私的提案の形で大和郡山藩と交渉できる程の有力な「巨商」であること。このふたつの経歴から、すぐに想起されるのは、先の石河「覚」に記されている近江商人「和州郡山領江州北庄藤井忠兵衛」である。「和州郡山領江州北庄」こそは、大和郡山藩の江州での「飛地」であった。それでは、この石河の「江州の知人」とは、「藤井忠兵衛」であろうか。もちろん、そうとは断定できない。「近江屋彦次郎」の可能性もあるし（近江屋彦次郎は京都となっているが、後述するように本拠地は和州郡山領江州北庄とみて間違いない）、「藤井忠兵衛と近江屋彦次郎」の2人を同時に指している可能性もあるし（「江州の知人」が1人だけを指しているとは限らない）、藤井忠兵衛でも近江屋彦次郎でもないもう1人の近江商人を指している可能性もある。しかし、少なくとも、この石河の「江州の知人」は、近江商人発祥の地とも評される和州郡山領江州北庄、現滋賀県東近江市五個荘辺りに居る有力な近江商人であることは確かである。

次に注目すべきは、「追々、大和を經營し盛事を見るは、北方は此地（大和郡山）と相考へ……追々江（江州）の經營の一助にも相成り申すべし」である。石河が、全国的規模の構想である薩州産物会所交易の中核地域としたのは、まず和州（大和国）であった。石河は、薩州産物会所開設を、大和薩州産物会所開設から始めたし、薩州産物会所交易は、大和薩州産物会所による大和交易から着手しようとした。同時に石河は、和州に隣接する泉州（和泉国）・河州（河内国）などへも進出して、畿内（大和国・和泉国・河内国・山城国・摂津国）の薩州産物会所交易圏の基礎作りをめざした。また、石河にとって、機械紡績所取建構想の関連（機械綿糸の原料綿花と機械綿糸の販

売の確保) からも綿生産と機織りの国内有数の先進地帯である和州は、まず真っ先に薩州産物会所交易圏の内にしっかりと位置付けられなければならなかつた⁽¹⁵⁾。「追々、大和を經營し盛事を見るは」とは、そういう意味を表しているのであるが、〈大和經營〉を固め、畿内に隣接する周辺へ「經營」を拡大すべき要地のひとつとして、石河が想定していたのが、江州であったのである。〈大和經營〉の確立は、畿内に隣接する〈江州經營〉への布石ともいえるのである。

石河及び薩摩藩交易方にとって、江州は格別の意味を持つ要地であることを、さらに如実に示しているのは、次の史料、慶応3年(1867)2月8日付の小松帶刀宛伊地知壯之丞書翰である。これは、伊地知が、小松に、畿内を中心とした薩摩藩の経済活動の現況を報告したものであるが、該当する部分は、次の通りである。

大和交易方一件は石川(石河確太郎)存慮通何篇手を施させ申し候。追々
よろしき 宜敷都合向に罷り成る向に伺はれ申し候。本間邦兵衛(郡兵衛の誤記)も
ママ
先日上坂仕り候。右は本国出羽へ罷り越し、宗家本間休四郎(久四郎の誤記)
ママ
一列を固め北方の治定を仕り候手筈に御座候。參殿仕り候砌粗伺ひ
みぎりほぜ
上げ候。コンペニー取企一條、寺島(宗則／松木弘安)へ相談仕り、石川へ托し手を付申し候。隨分泉州境(堺)大和河内和泉は出銀致させ候都
合相整ふ儀と存じ奉り候。追々は出羽近江辺迄も手伸し申すべく候。尤も
御国許(薩摩藩)大家商人共にも相応出銀仕らさせ申すべく候。左候はゞ、
数十万両の本手(元手)相備はり候様罷り成るべし。兵庫開港、商法一変
仕り候はゞ、何れコンペニーに御座無く候ては、本朝の膏油(膏血)を彼
(西洋)に吸はれざる様の仕向は之無しと寺島等の説に御座候。西洋一般
に蒸氣車鉄道より諸機械室屋等に至る迄、コンペニーの仕向御座候由、大
略の治定相居る向に成り立ち候はゞ、形行伺ひ奉るべく……⁽¹⁶⁾

この伊地知書翰は、薩州産物会所交易構想の、文久3年から4年程経過した状況を示している。実は、「大和交易方一件」つまり薩州産物会所交易構想の出発点となった大和薩州産物会所開設と大和交易の試みは、この4年間、

困難の連続で、特に慶応元年（1865）の冬から慶応2年（1866）にかけては、薩摩藩内部で廃止論が出る程（立案及び現場責任者の石河は藩内から集中攻撃を受ける）の大変な危機的状況に陥っている。大和薩州産物会所開設と大和交易の試みの廃止は薩州産物会所交易構想自体の廃止をも意味した。この危機は、小松・伊地知らの支援によって、脱して、大和薩州産物会所開設と大和交易の試みは再興されることになったのである。そのような経緯があつても、「追々は出羽近江辺迄も手延ばし申すべく候」と江州は、4年前と変わることなく、要地としての位置付けになっている。また、ここで「出羽」と「近江」が並べられているのは、後述するように大きな意味の象徴ともなっている。

しかし、4年後の慶応3年段階で、大きく違ったことは、「コンペニー取企一條^{とりくわだて}」の存在である。「コンペニー取企一條」（コンペニー取建の件）とは何か？ここでいう「コンペニー」こそが、この段階ではまだ〈名無し〉だが、これより約4ヶ月後、慶応3年6月付で「薩州商社発端」（日本初の体系的会社設立宣言）・「薩州商社条書」（日本初の会社規則）として打ち出される「薩州商社」（日本初の正式の会社名）のことである。慶応2年の存続の危機を脱した大和薩州産物会所・大和交易の試みはそのままの形で再興されたのではなく、この新たに起ったコンペニーという会社制度導入の試みと組み合わされていくことになる⁽¹⁷⁾（この時点で、薩州産物会所は、漸次にコンペニー〈後の薩州商社〉へと転換されていく基本構想が決定された）。これは、「コンペニー取企一條、寺島へ相談仕り、石川へ托し手を付申し候」とあるように、コンペニー取建の件は、石河に託されている。つまり、石河は大和薩州産物会所・大和交易の試みとコンペニー取建の試みを同時に担当することになったのである。寺島宗則（松木弘安／1832天保3～1893明治26）がコンペニー取建の件についての「相談」役となったということの経緯は次の通りである。

元治2年・慶応元年（1865）に寺島と五代才助（友厚／1835天保6～1885明治18）は、14名のいわゆる薩摩藩英國留学生を率いてイギリスへ密航した⁽¹⁸⁾。

寺島と五代は、そこで会社制度と遭遇し、大変なショック（ある種のカルチャーショック）を受け、日本及び薩摩藩が西洋の植民地化の危機を脱するすべ^{すべ}術は、この会社制度を早急に導入する他にないとの固い決意で慶応2年（1866）に帰国（帰藩）する。帰国（帰藩）した寺島と五代は、早速、それぞれ独自の観点から、薩摩藩内で会社制度導入推進運動を始めた。寺島は、特に小松帶刀や伊地知壮之丞ら御勝手方掛など薩摩藩要路への「パラガンド」（会社制度導入に関する啓蒙と説得工作）⁽¹⁹⁾に努めた。「兵庫開港、商法一変仕り候はゞ、何れコンペニーに御座無く候ては、本朝の膏油（膏血）を彼（西洋）に吸はれざる様の仕向は之無しと寺島等（「等」には五代が含まれている）の説に御座候。西洋一般に蒸汽車鉄道より諸機械室屋等に至る迄、コンペニーの仕向御座候由」（兵庫が開港されて、商業方法が一変すると、いずれ会社制度を導入しなければ、日本の国富は西洋列強に吸収されるより仕方がない、とは寺島・五代らの説である。その説によると、現在西洋一般では、蒸気機関車・鉄道から諸機械設備等に至るまで、会社制度の仕組みによって運営されているということである）との認識が伊地知にまでかなり精确に普及しているのは、「パラガンド」の成果の一端をよく表している。

ちなみに、「兵庫開港、商法一変仕り候はゞ」についても重要な意味を持つので、説明を加えたい。皇居・京都の聖域に近い兵庫の開港（自由貿易の開始と外国人の居留）の実施を延期していた幕府は、西洋列強の圧力によって、近々兵庫開港を実施（慶応3年12月7日に実施）せざるをえない状況になっていた。幕府は、兵庫開港による自由貿易開始に対して、西洋に倣って会社（商社）取建の計画を準備した。修好通商条約締結による外国貿易開始以来、日本側の貿易赤字の累積が年々拡大し、国外への金銀流出は幕府の大きな苦悩となっていた。幕府（特に勘定奉行小栗上野介）は、貿易赤字の根本的原因が、〈西洋側が効率的な会社組織によって貿易をおこなっているのに対して日本側は分散した個々人による非効率的な伝統的商法によって貿易をおこなっている〉ことにあることを、寺島や五代と同様に見抜いていた。それで、幕府は、兵庫開港を機に、従来の伝統的商法を脱すべく、商人達

に会社（商社）を取建てさせて、対外国貿易に臨むしかないと判断したのである。この方針に基づき、慶応3年6月に幕府指導で、大坂商人20名による「兵庫商社」（正式社名ではなく通称）が取建てられた（菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』〈岩波書店・経済評論社〉の「幕末の商社」参照）。「兵庫開港、商法一変仕り候はゞ」とは、こうした幕府の会社取建の動向を含んでいる。つまり、伊地知（薩摩藩側）は、この幕府の動向についての情報を受け、すでに2月段階である程度とらえていたことになる（大阪湾を挟んで兵庫港の対岸にある堺に本社を置くとする「薩州商社発端」「薩州商社条書」が打ち出されたのは兵庫商社取建と同じ慶応3年6月であることは注目すべきである）。

こうした寺島と五代らによる会社制度導入推進運動は一定の成果を収め、慶応2年には、薩摩藩内にある種の〈商社取建ブーム〉が起る。石河らの薩州産物会所交易再興はこうした〈商社取建ブーム〉と重なって遂行されることになったのである（薩州産物会所交易再興・薩州商社取建に寺島・五代らがもたらし〈商社取建ブーム〉の影響はきわめて大きいものがあるが、これについて別稿で論じたい）。

さて、そこで「追々は出羽近江辺迄も手申し申すべく候」である。「出羽近江辺迄も」と羽州と江州が並べて取り扱われていることに注目したい。薩州産物会所交易再興がコンペニー（薩州商社）取建の試みと重ねておこなわれるということから、近江（江州）は、薩州商社の支社（枝館）として想定されていたことが推測できるのである。伊地知書翰に「本間邦兵衛（本間郡兵衛の誤記）も先日上坂仕り候。右は本国出羽へ罷り越し、宗家本間休四郎一列を固め北方の治定を仕り候手筈に御座候。参殿仕り候砌^{みぎりほぞ}粗伺ひ上げ候」とあるのは、本間郡兵衛が石河の意を受けて、出身の羽州に薩州商社支社を開設する活動をおこなっていることを表している。本間による薩州商社支社開設の試みがあったことは明確な事実である⁽²⁰⁾。薩摩藩が江州を羽州と並べて評価していることから、羽州及び本間郡兵衛のことを通して、薩摩藩交易方の江州及び近江商人の位置付けについてもっと明確に理解することができ

る。

本間郡兵衛光喜（規矩治／1822文政2～1868慶応4）こそは、石河が敬愛する、石河のまさしく盟友であった。本間は、「本間様には及びもないが、せめてなりたや殿様に」と地元の俗謡で歌われている、巨大廻船問屋にして大地主である、庄内藩酒田（現山形県酒田市）の〈大本間〉本間家の分家・本間新四郎家の次男である（本家は本間久四郎家）。本間は、家業の廻船・商業に精通していると同時に、鋭敏な英学者であった（また本間は、葛飾北斎の晩年の弟子でもあり「北曜」^{ほくよう}の雅号を持つ）。石河と本間は、江戸で蘭学者杉田成卿（1817文化12～1859安政6）に学んだことがあり、フルベッキ（Verbeck／1830天保1～1898明治31）⁽²¹⁾を共通の師とし、洋学者として長い親交があった。元治元年（1864）、石河がその開設を推進していた薩摩藩初の洋学所「開成所」が鹿児島に開設されると、開成所蘭学教授の石河は、本間を開成所英学訓導師として薩摩藩に招聘した。以来、石河は、本間とは、鹿児島と大坂百間町屋敷などで、それまで以上にいっそう密に深く経済・技術改革構想について協議できるようになった。

本研究は、本間は、「薩州商社発端」「薩州商社条書」起草に深く関与したものと考えている。そうして本間は、慶応3年8月頃、起草したばかりの「薩州商社発端」「薩州商社条書」や「薩州商社名籍」⁽²²⁾などを携えて、石河の期待を一身に受け、薩州商社出羽支社（枝館）の開設を実施すべく酒田入りする。庄内藩は佐幕派であり、倒幕派の薩摩藩からの派遣ということは、命懸けの行為でもあった。翌年、鳥羽伏見の戦いで始まった戊辰戦争は、庄内藩も参加した奥羽列藩同盟と薩摩藩らいわゆる官軍との東北戦争に拡大し、薩摩藩のスパイの容疑をかけられた本間は、高岡の親戚宅に幽閉され、慶応4年7月頃、突然死去する（「庄内の一服」毒殺説が流布している）。本間の死は、経済・技術改革構想の理念における殉教といってよい。本研究は、石河を中心とした経済・技術改革を担当した郷士格武家・商家・豪農の知識層（石河や本間がそうであるように、薩摩藩外出身者が多い）の緩いまとまりを百間町グループと称した。百間町グループは、洋学に基づく思想・理念の

共鳴で緩くまとまっていた。本間こそは、百間町グループの典型的メンバーであった。

出羽について、さらにみていきたい。次にあげる史料は、石河「覚」より3ヶ月前の文久3年9月付の石河確太郎文書である。この石河文書は、薩州産物会所交易の画期的な特長について、薩摩藩要路に説いたものである（この石河文書については、全文をあげて、後に本稿で詳細に述べる）。この文書で、石河は、薩州産物会所を仲介にして、綿産出地域の和州及び河州（河内国）の綿を綿が産出できない奥羽に販売し、その販売代金で薩摩藩が慢性的に欠乏している米を米産地域の奥羽から購入することを提案しているのであるが、次にあげる文書の部分では、奥羽側との交易についての交渉の必要性について述べている。

奥羽の米に付ては、是迄趣法立致し候はも之有り候得共、何分御国の産物を動かさざれば得ざることに候得は、兎角行はれ難き由承り、又、趣法、我に立ちて彼に立たざる哉とも存じられ候。第一先づ、彼に趣法相立申さずにては事行はれ難く、且危く候。此度の儀は交易の緒端已に相解け之有り候得は、殊に行はれ安かるべく候。幸に私、羽州に知人之有るべく也。

富豪の者にて是迄余所ながら右試談も仕り候処、相行はれ申すべき哉に承り候。尚、篤と示談仕り候得は、御請申し上げるべく存じ奉り候。^{しかし}併、未だ弥^{これいよいよ}之示談に及ばざる儀に候得は、事の成否計り難く候得共、思召在らせられ候得は、示談仕り度存じ奉り候⁽²³⁾。

まず、「幸に私、羽州に知人之有るべく也。富豪の者にて是迄余所ながら右試談も仕り候処、相行はれ申すべき哉に承り候」と、先の元治元年5月13日付伊地知宛石河文書での「幸に江州にて郡山領の者に知人之有り。此者巨商に候得ば、追々江（江州）の経営の一助にも相成り申すべし。此者（近江の巨商）を以て、極内々郡山様へ申し込み置き候儀も之有り」とは、相似形になっていることに注意したい。

石河の「富豪の者」であるところの「羽州の知人」とは、「本間郡兵衛」のことであることはいうまでもない。「此度の儀は交易の緒端已に相解け之

有り候得は、殊に行はれ安かるべく候」とあるように、石河は、薩州産物会所交易構想段階ですでに、北国交易に関する羽州側（おそらくは庄内藩側）との交渉を、盟友本間に託し、実行させている。それとほぼ同時期、石河が、「巨商」近江商人である「江州の知人」に「極内々郡山様（大和郡山藩）」へ「江州の経営」に関して「申し込み」を託しているのである（両者とも薩摩藩が前面に出ない段階で非公式な形で交渉を委託されているのである）。本間の場合の〈酒田の大本間〉から類推すると、「江州の知人」を「巨商」であるとする石河の表現は、決して誇張ではないことがわかる。石河が理想とした、藩レベルの交易問題で事を託すことができる存在の条件として、典型的には本間郡兵衛のように、〈①交渉相手であるその藩の領内の出身でありかつその藩の領内での影響力を一定の経済力を背景に保持している〉〈②交易関係に精通している（単なる武家では無理である）〉〈③洋学的知識に基づき、石河の経済・技術改革の理念を理解できている（単なる商人では無理である）〉などをあげることができる。つまり、この①②③の条件を満たす存在の典型とは、百間町グループのメンバーなのである。

石河が託した「江州の知人」である近江商人に関しては、①②についてはまったく問題なくクリア一している。そして、③についてもクリア一できている存在として推測することも十分可能なのである。この推測の根拠のひとつとして、堺の唐物屋問屋（舶来品取扱商）、「青木久兵衛（1820文政3～1883明治16）」（「田中屋久兵衛」とも名乗り後に青木秀平と改名）をあげることができる。本研究は、青木を、百間町グループのメンバーとして理解している。青木の経歴については、戦前に刊行された『堺市史』では次のようにかなり詳細に記している（青木は、堺では著名な有力商人であったことの左証でもある）。

此他紀州屋敷（戎嶋紀州蔵屋敷）^{えびすじま}では同藩の国産物を売捌き、天保頃から与力同心の役付に紀州殿御貸付銀取調并紀州産物掛と称するものが置かれてゐた。同藩の用達商人であった田中屋久兵衛は炭、寒天を初め其他の紀州の国産物を取捌いてゐた。田中屋は手広く商業を営んでゐたと見え

て、文久二年（1862）には会津藩の南山人參方から人參の売捌方を託されてゐる。慶應元年（1965）十一月紀州屋敷で売捌いた產物には熊野炭薪、同板、同かし炭、同綠香粉、同柴胡、同松煙、吉野材木、同樽丸等があつた⁽²⁴⁾。

青木秀平初名は久兵衛、後秀平と改めた。文政三年（1820）大阪瀧田氏に生れた。人と為り、度量宏大、放胆細心、壯年来堺して婚姻青木家に倚り、唐物問屋田中屋庄兵衛方に取引を見習ひ、後独立して田中屋久兵衛と称し、車之町山之口に邸宅を構へた〔堀井久吉氏談〕。安政年間紀州藩の用達として扶持せられ、国産木炭壳捌方を支配し、猶ほ場合により役人代たるの機能をも与えられた。文久二年十二月幕府領会津南山所産和人參の貿易方を委託され、且紀州寒天輸出の衝に当つた〔堀井文書〕。後甲斐町四丁に徒り、醤油醸造業を営み、兼ねて貿易に従事した。殊に絲寒天は燕巣の代用品として支那商人の注目を惹き多量の取引があり、加^{これにくわえて}之當時菜種価額暴騰して忽ち巨商を累ねた。然るに幕末に際して浪士横行、殊に貿易商人たる久兵衛を忌むこと甚だしく、屢々^{しばしば}其邸を襲ひ、首級を獲んとし、或は放火の貼紙をして威嚇した。久兵衛四隣の困惑を察し、貿易を廃する旨を告げ、更に市之町東三丁に移り、茶園を拓き、単に製茶のみを輸出した〔堀井久吉氏談話〕。慶應元年蝦夷地産物会所元仕入方に加はり、明治元年（1868）六月薩摩藩用達を命ぜられ、五人口の扶持を受けた。此時名を秀平と改めた。十月同藩堺邸名代となり廩米（扶持米）二口を給せられ、戎嶋紡績所建設並びに同機据付工事を監督して頗る功績があつた。同所は堺紡績所と称して明治三年（1870）開業した〔堀井文書、堺県史稿、堺大観〕。次いで同所の勸農寮所管となるに及び、五年更に勸農寮堺町製絲場用達を命ぜられた〔堀井文書〕。久兵衛亦茶湯を愛好し、湊の陶工をして茶器を作らせて之を長崎に送り、同所に於て模様を描き、釉薬を施さしめ、再び之を堺に移送せしめた。時人之を堺阿蘭陀と称して愛好した。明治十六年（1883）八月二十一日享年六十四歳を以て没し、南宗寺の塋域に葬つた。法号釋了得といふ〔堀井久吉氏談話〕⁽²⁵⁾。

本研究が、最初青木に注目したのは、薩州商社取建構想の存在の左証となつた重要史料「慶應三卯八月十九日出願繪圖」⁽²⁶⁾の発見によってであった（この繪圖には慶應3年時の筆文字ではっきりと「薩州商社建家場所」と記されていたのであった）。同史料で、「薩州商社建家場所」、つまり堺戎嶋の薩州商社本社（本館）=堺薩州藏屋敷の敷地の名義人⁽²⁷⁾として、「青木久兵衛」の名は、「御屋敷名代」⁽²⁸⁾の「大和屋徳兵衛」（辻本徳兵衛／堺の米問屋）⁽²⁹⁾と並べて記されていたのである。青木は、大坂出身だが、「貿易商」としての活躍が頑迷な尊攘派浪士の標的となったことなどが示しているように、「度量宏大、放胆細心」で進取的な堺商人の典型である。青木は、「茶湯を愛好」しながら、同時に石河の経済・技術改革構想の理念をも十分に理解できる市井の小知識層である。また、青木は、堺薩州藏屋敷（薩州商社本館）に關係する以前、安政年間（1854～1860）・文政年間（1861～1864）に、紀州藩や会津藩の用達として、国産物交易の豊富な経験を積んでおり、薩州產物会所交易構想や国産物交易を中心とする薩州商社取建構想に参加する資格は十分過ぎるくらい持っている。石河と青木の関係は、その後明治期まで続く両者の深いつながりから推測すると、慶應3年段階で急に生じたものとは考え難い。おそらくは、青木は、最低文久年間における薩州產物会所交易の試みにすでに何らかの形で参画していたものと思われる。石河が、文久年間の和州を中心においた薩州產物会所交易と機械紡績所取建の構想から、慶應年間の泉州堺を中心においた薩州商社と機械紡績所（堺紡績所）取建構想へ転換（和州から泉州堺への転換）できたことの背景のひとつに、青木や大和屋徳兵衛ら堺の有力商人の確実な支持があったことは間違いない。

そうした堺の有力商人のなかで、青木の石河の経済・技術改革構想に対する理解度と行動力は、抜群なレベルにあり、青木は、石河の経済・技術改革構想に参加する堺の有力商人の実質的な中核的存在であったものと理解することができる。それは、慶應3年に「薩州商社建家場所」の名義人になっただけではなく、明治元年（1868）10月（この時点で薩州商社取建構想は中止になり堺薩州藏屋敷のもうひとつの姿である薩州商社本館も消滅したものと

思われる。堺薩州蔵屋敷は純然たる薩摩藩立堺紡績所敷地となった)に大和屋德兵衛に代わり5人口の扶持で「藩堺邸名代(堺薩州蔵屋敷名代)」に任命され、「戎嶋紡績所(堺紡績所)建設並びに同機据付工事を監督して頗る功績があつた」という青木の経歴が如実に示している。

特に、青木が「同所(藩営堺紡績所)の勧農寮所管となるに及び、五年更に勧農寮^{マツ}堺町製絲場用達を命ぜられた」ことは大いに注目すべきである。薩摩藩営堺紡績所(明治3年〈1870〉操業)が明治5年(1872)4月に政府に買い上げられ官営化されて、大蔵省勧農寮所管となった際、石河は、大蔵省勧農寮雇技師(大蔵省勧農寮八等出仕)に任命され、堺県製糸場(官営堺紡績所)出張として、堺紡績所運営を継続して担当することになる。その時、青木は今度は「勧農寮^{マツ}堺町製絲場用達」として、石河と行動をともにし、機械紡績所運営に貢献しているのである。これは、青木が、幕末以来の石河の経済・技術改革の理念特に機械紡績所と薩州商社の取扱いの理念に対して、いかに深く理解し傾倒していたかをよく表している。

以上の石河の経済・技術改革の理念に殉じた本間の場合や維新後も石河と行動をともにした青木の場合を「江州の知人」である近江商人にそのまま当てはめることはもちろんできないが、石河が格別に「江州の知人」と表現する場合、決してそれは軽い意味ではないことは確実である。「江州の知人」近江商人のイメージを本間や青木のような百間町グループに限りなく近付けてとらえることは、決して牽強付会ではない。石河は、事業に関する交渉を託せるに足る、自分が深く信頼できる「知人」から実際に多くのことを吸収したものと思われる。薩州商社と機械紡績所(堺紡績所)の本拠地泉州堺の青木からは全国の国產物流通についての実務的知識、薩州商社支社開設を予定した出羽の本間からは英学と廻船業に基づく北国交易の実務的知識であったであろう。そうして、石河が、「江州の知人」近江商人から吸収したであろうものはいうまでもなく、江戸期に高度に展開された近江商人の商法である。

4. 近江商人商法と薩州產物会所交易の類似性について (文久3年9月付石河確太郎文書から)(1)「產物廻し」と薩州產物会所交易一

石河の薩州產物会所交易と近江商人商法の類似がよく表れているのは、先にその一部を引用した文久3年9月付の石河確太郎文書である。その全文は次の通りである。

富国強兵は治國の要務に候。方今（まさに今）の如きは勢已に相迫り、富國に強兵を兼、弥強兵に富國を并せ、両ながら並べ行ふべき秋と存じ奉り候。衣食の二は生民の欠くべからざる所、富國の基本にて、此二物足らざるときは、人心何となく世話々々敷（せわせわ）（忙忙しく）相迫り、従て余物優饒なるも価共に貴く相成り、都鄙（都會と田舎）共に相困り國中自から淋しく相成り候事、世の常に候。今、衣の一は已に御手付けさせられ、不日（まもなく）其事相行はれ申すべく候得共、食に於ては未だ御十分の御処置も之無き哉に恐れ乍ら、竊に存じ奉り候。又、差当り現金を以て買入に相成り候事、長久安固の道に御座有る間敷哉。且、価も甚 卑きことを得ず候。凡產物各國互に有無なるは世界の常、交易の由て起る所以にて、此國に有る所の者（物）を取り、彼の無き（所の）國に遣りて、彼の有る所の者（物）に易へ、これを我國に輸りて、始めて物優に価卑く相成り申すべく候。我日本に於ては米は奥州羽州に最も多くして綿木綿之無く、綿木綿は和州河州及び其近国に最も多く候。今、和州河州等の綿木綿を奥羽の間に遣し、彼の米大豆等を御國（薩摩藩）へ輸り、余る所は琉球島々に下し、大坂に上せ候得ば、卑き者（物）を取て貴く売り、其価を以て又卑き者（物）を買ひ、以て我不足を満つる儀に之有り。且、事治定の上は上方筋中國筋等に事ある時に及候ても食道は絶え申さず、富国強兵の一端長久安固の道に御座有るべき哉に存じ奉り候。此節大和大坂に於て產物御会所召し建てられ候上は、右等の儀盛に相開け申さず候ては、其甲斐も御座無く、殊に他国の產物を以て他国に交易し、其利を我に収むること首めよりの御趣意

に之有り、又、綿木綿等御取入の道は已に相開け候得共、未だ捌先之無く、幸に奥羽は綿木綿之無く、其上大和河内の綿木綿は専ら奥羽に相向候品位にて、三方便利融通の儀に之有り、かたがた旁々以て差当り右一事に御手附けさせられ度存じ奉り候。日本内々の事にては兄弟相取るが如くにて、究竟大交易に至り申さず候ては、眞の経済とは申され間敷候得共、先内を治め基を為して、外に及ぼすこと、事の順に之有り、しばら姑く弟の物も兄に預り置く事

皇國の御為時勢の然らしむる所と存じ奉り候。奥羽の米に付ては、是迄趣法立致し候者も之有り候得共、何分御国の產物を動かさざれば得ざることに候得ば、兎角行はれ難き由とにかく承よしうけたまわり、又、趣法、我に立ちて彼に立たざる哉にも存じられ候。第一先づ、彼に趣法相立ち申さず候ては、事行われ難く、且、危く候。此度の儀は交易の緒端已に相解け之有り候得ば、殊に行われ安かるべく候。幸に私、羽州に知人(羽州酒田出身の本間郡兵衛)之有るべく也。富豪の者にて(本間郡兵衛は東北最大の素封家にして廻船問屋である本間家一門である)、是迄余所ながら右試談も仕り候処、相行われ申すべき哉に承り候。尚、篤と示談仕り候得ば、御請申し上げるべく存じ奉り候。併、未だ弥之の示談に及ばざる儀に候得ば、事の成否計り難く候得共、思召在らせられ候得ば、示談仕り度存じ奉り候。先達仙台買米の儀、大略申し上げ奉り、尚、此度も聞合候儀も之有り。弥相行われ申すべく候得共、何分船の風儀航海も宜しからず、且彼是手数に及び候儀も之有るべし。先此涯、羽州の方、御手附けさせられ度存じ奉り候。右等、私より申し上げ奉り候事、固より分にあらず、位を出候儀に候得共、大和大坂產物御会所の縁故を以て、此段内々申し上げ奉り候。以上。亥(文久3年)九月(30)。

まず注目すべきは、「凡產物各国互に有無なるは世界の常、交易の由て起る所以にて、此国に有る所の者（物）を取り、彼の無き（所の）国に遣りて、彼の有る所の者（物）に易へ、これを我国に輸りて、始めて物優に価卑く相成り申すべく候」である。「凡產物各国互に有無なるは世界の常」とあるよううに、ここでまず初めに石河は文字通り、世界貿易の規模で述べている。つ

まり、ここでいう「各国」というのは、日本国内の各國（州）ではなく、世界での「各国」なのである。〈この国に有る產物を、その產物が無いかの國へ輸出することによって、初めて產物の豊かさと低価格が普遍的に実現できる〉と石河が紹介している説は、世界貿易の根拠を示したデイビッド・リカード（1772～1832）の比較生産費説の影響があることは明らかである。石河が、幕末期に洋学を通して、やや通俗化した形で古典派経済学の一端を認識していたとすることは、きわめて自然である。また、やや通俗的な理解であったとしても、石河は、〈リカード比較生産費説の本質は「物優に価卑く」を世界的規模で普遍的に実現することにある〉とその正鵠をしっかり得ていたことは、注目するに値する。

次に石河は、このリカード流の世界貿易論・比較生産費説を、「我日本に於ては米は奥州羽州に最も多くして綿木綿之無く、綿木綿は和州河州及び其近国に最も多く候」と日本の国内交易に重ねていくのである。しかし、注意すべきは、石河は、リカード流の世界貿易論・比較生産費説を単純にそのまま、日本の国内交易に重ねて、薩州產物会所交易構想を構築したのではないということである。後述するように、石河は、世界貿易論・比較生産費説と、在来の近江商人の商法「產物廻し」をアレンジしそれを下地にしたものを重ねて、薩州產物会所交易構想を構築した可能性が高いのである。

従来のオーソドックスな会所は、自領地に設けられ、その会所は自領地内の國產物の独占的に買い上げるという、藩領内に束縛されたきわめて靜的な在り方であった。それに対して、石河が構想した薩州產物会所は、薩摩藩領の壁を越えて、全国複数の他領地内に薩州產物会所を開設し、薩州產物会所と薩州產物会所を結んだ全国的規模の國產物流通ネットワークを使って、國產物の購入と販売を臨機応変、自在におこなうというきわめて動的な在り方が特徴であり画期的であった。上の文久3年9月付石河文書では、「米は奥州羽州に最も多くして綿木綿之無く、綿木綿は和州河州及び其近国に最も多く候」と、「奥州羽州」（東北地域）と「和州河州及び其近国」（近畿地域）の2地域をとりあげて実験的な説明をしているが、薩州產物会所交易構想で

は、全国の国産物に応じて全国の地域に薩州產物会所を開設するわけである。その際、その地域の選定基準は、〈特定の国産物（商品）を日本国内で一番「物優に価卑く」生産できる地域はどこか〉という、比較生産費的な指標である。その指標に基づくと、たとえば、国産物（商品）「米」であれば「奥州羽州」（東北地域）であり、国産物（商品）「綿木綿」であれば、「和州河州及び其近国」（近畿地域）である、ということになる。

そうして、文久3年9月付石河文書での薩州產物会所交易シミュレーションにおいて重要なことは、石河は、あえて、薩摩藩に国産物を与えない設定にしていることである。薩州產物会所交易シミュレーションにおいて、薩摩藩は、純粋な流通機構（商業組織）となっている。薩州產物会所交易シミュレーションにおいて、薩摩藩だけが国産物を持たず（国産物を持たせず）、「殊に他国の産物（米と綿木綿）を以て他国（奥州羽州と和州河州及び其近国）に交易し」て、「其利」だけを「我に収むること」という純粋な流通機構（商業組織）の存在になっているのである。石河の経済理念からすれば、国産物（商品）Aをもって必要な国産物（商品）B（この場合米）を得ることは実際に簡単なことであり、ましてや貨幣を使って国産物（商品）Bを購入することなど〈赤子にでもできる〉ということになる。これらの方法は、従来の会所での方法であった。国産物と貨幣の支出に基づき、国産物を購入するということは、一見何の問題もないごくごく当たり前のように思えるが、石河の経済理念からすれば、これらの方法は、当り前過ぎて何のひねりもなく、駆け引きひとつもない〈大名商法・士族の商法〉と同じであったであろう。石河の追求した流通方法は、その先にある。国産物も貨幣も支出することなく「殊に他国の産物を以て他国に交易し、其利を我に収むること」ということ、いわば〈無から有を生む〉流通の妙味こそが、薩州產物会所の眼目である。

薩州產物会所交易シミュレーションでは、「和州河州等の綿木綿を奥羽の間に遣し、彼の米大豆等を御国へ輸り、余る所は琉球島々に下し、大坂に上げ候得ば、卑き者（物）を取て貴く売り、其価を以て又卑き者（物）を買ひ、以て我不足を満つる儀に之有り」と、「他国の産物（米大豆等と綿木綿）」を、

一刻も休まることなく、薩州産物会所の流通ネットワークで、少しでも利潤が生じるように〈廻転〉させている。薩州産物会所交易シミュレーションでは、奥羽の米について、「御国へ輸り、余る所は琉球島々に下し、大坂に上せ候得ば(薩摩藩用へ送った米の余りは、一部を米のとれない琉球(沖縄)へ下し、一部を大坂米市場へ上せる)」とあっさりと述べているが、実は石河は、この翌年元治元年(1864)に米価を巧みに操作する酒造米販売請負事業の建白をおこなっている。この建白は、具体的な数字をあげた詳細なものであるが、その冒頭の箇所は次の通りである。

池田・伊丹・灘目其外諸処酒造家粂(糀)米は摂播両国の米に相限り、右酒造家、競て買立て申候。左きそうちう候て、其買入直段は余國の米よりは多分高直に之有り。去亥年(文久3年)より前三十ヶ年余を例(と)して一石に付、九州米より二十目三十目或は四十目も高直なる年柄も之有り。然し右米摂州・播州諸侯方私領年貢払米而已にて粂(糀)造用未だ十分に至り申さず。然る処、右両国御領御年貢米凡八万石計り之有り、京都二条・江戸浅草・大坂難波等の御蔵へ相納め、總て飯料米に相成り候。左候て、右三ヶ処御蔵へ相備わり、余米御払の期に至ては直段却て九州米に相劣り申候。就ては、其筋々を相計り 公込(幕府)へ御申し立てに相成り、右御米總て此 御方(薩摩藩侯)へ御引き受け、前文酒造場処へ御売払に相成り、其代米には九州米御買入に相成り、冥加米相加、右三ヶ処御御蔵へ御納めに相成り候得ば、此 御方には一廉の御益に相成り 公込に於ても眼前米價の行違并冥加米之有り、御蔵の御益少からず、又切米扶持取の銘々にも右米に相換わり候はゞ、便利に相成り候廉も之有り。百姓に於ては上納の節、種々謂難き心配相逃れ如何計り歟、相悦び申すべく候⁽³¹⁾。

石河は、①〈酒造用米として「摂播(摂州・摂津国)・播州(播磨国)」両国の米〉が全国平均値より相当高値(30年間平均で九州米より1石に付、20・30匁或は40匁も高値)であること、それにも関わらず、②〈「摂州・播州諸侯(摂州・播州の諸藩)」では、その酒造用米として有利に販売できるはずの年貢米をすべて、藩士に支払う扶持米などの藩内消費用「飯料米」と

して「京都二条・江戸浅草・大坂難波等の御蔵（蔵屋敷）」にむざむざと死蔵していることに注目した。石河は、幕府に許可を得た上で、薩摩藩が摂州・播州諸藩の年貢米販売を請け負うことを建白するのである（この建白が実際採用されたかどうかについては現在のところ不明である）。

この建白によると、年貢米を酒造場で酒造家に販売し、その販売代金で安値の九州米を大坂米市場で買入れ、それでもって、請け負った年貢米と同等の量の米に利子に相当する「冥加米」を追加して摂州・播州の諸藩への支払いに当てようとするものである。この方式では、酒造家への年貢米販売価格（どれだけ高く販売できるか）と大坂市場での九州米購入価格（どれだけ安く購入できるか）の落差が大きければ大きい程、薩摩藩の利潤は大きくなる。商品（国産物）米を一刻も休めることなく文字通り流通の「流れ」の中に廻転させている。以上のような米価を巡る緻密な操作の意味が、薩州産物会所交易シミュレーションでの「（奥羽の米を）大坂に上せ候得ば、卑き者（物）を取て貴く売り、其価を以て又卑き者（物）を買ひ」には、込められているのである。ここでも石河は、薩摩藩自体に現金も国産物もほとんど支出させることなく、薩摩藩が純粹の流通機関として利潤を得る方式を示している。薩摩藩による酒造米請負販売方式は、薩州産物会所交易シミュレーションで示した「殊に他国の産物を以て他国に交易し、其利を我に収むること」のひとつバリエーションであることがわかる。さらにいえば、この酒造米販売請負の場合と同様、薩州産物会所交易シミュレーションでの近畿地域の「綿木綿」と東北地域の「米」についても、近畿地域と東北地域のそれぞれの薩州産物会所がその販売を請負う形で「綿木綿」と「米」を集荷する方法を、採用すべき方法のひとつとして想定していたものと理解することができるのである。

またここで注目したいのは、この薩摩藩酒造米販売請負方式においては、現金支出も国産物支出もほとんどしていないがゆえに薩摩藩の一番利潤率が高くなっているが、しかし同時に摂州・播州諸藩も薩摩藩に酒造米販売を依託するだけで、それまでむざむざと米蔵に文字通り死蔵させていた年貢米を、

何もすることなく増加させることができるという利益を得ており、幕府さえも米価差益と冥加米追加による幕臣への扶持米支払の負担が軽減され、そうして百姓も年貢米上納負担の軽減となっているということである。つまり、石河の提案する薩摩藩酒造米販売請負方式においては、損失を被る者が誰もなく、各自それぞれ利便（利潤・利益）を得ているのである。これが、薩州産物会所交易シミュレーションでいう「三方面便利融通の儀に之有り」である。

「三方面便利融通」は石河の経済理念においてきわめて重要な意味を持つ（「三方面便利融通」についてはさらに後に詳述する）。薩州産物会所交易シミュレーションでは、薩州産物会所交易に参加した三方、つまり薩摩藩・奥州羽州（東北地域）・和州河州及び其近国（近畿地方）は、いずれもそれぞれ損失を被ることなく利益を得ている。和州河州及び其近国（近畿地方）は、「綿木綿の壳捌先の開拓と拡大」という利益を、奥州羽州（東北地域）は、「綿木綿之無く」（熱帯性・亜熱帯性植物の綿花の栽培は東北地域には向き）と綿欠乏の環境にあって近畿地方の安く品質のよい綿を獲得できるという利益を、そうして薩摩藩は必要な米と商業利潤を得るという三方のなかで一番有利な利益を得る（薩州産物会所交易シミュレーションでは薩摩藩を兄弟の内で一番取り分の多い「兄」に、他の二方を「弟」に譬えていた）。これは、薩摩藩酒造米販売請負方式においても同じことであった。石河の経済理念においては、いかに現金・国産物の支出を抑えて利潤を得るという高度な効率性・合理性を実現したとしても、「三方面便利融通」が実現されなければ意味をなさないのである。

石河の経済理念においては、高度な効率性・合理性と「三方面便利融通」を同時に実現することによって、「物優に価卑く」^{ゆたか やす}は初めて普遍的に実現されることになる。高度な効率性・合理性の実現だけだとそれ程困難なことではないが、必ず「三方面便利融通」の実現も同時にともなわなければならないとなるとそう簡単なことではない。

「三方面便利融通」とは比較生産費説のアジア的表現ともいえる。

以上の石河の薩州産物会所交易構想の要点に、近江商人商法を重ねてみた

い。

江戸期、薩州產物会所交易がめざしたような〈無から有を生む〉流通の妙味の段階にまで高度に発展させた商法として、近江商人商法があった（後述するように、近江商人商法は、会社制度に限りなく接近する程、高度な段階にあった）。近江商人商法において、第一に注目したいのは、「產物廻し」である。近江商人に関する研究から、「產物廻し」に関する個所をいくつかみてみたい。

近江商人は行商の場合でも、郷里や上方の產物を持ち下り、地方の產物を仕入れて上方に売りさばくという方法をとったが、持ち下り地方の中心に出店を開くようになると、この遣り方を大きく展開させるのである。出店の数が多く、その分布が広汎におよぶ場合には、出店相互間に商品の廻転が行なわれ、いわゆる「產物廻し」の法がとられる。需要と価格の地域差に巧みに着目して行なわれる產物の廻転は、豊かな富の源泉となった（江頭恒治『近江商人 中井家の研究』）⁽³²⁾。

もともと近江商人は地場産業と結びついて発祥し、やがて全国的に発展したのである。八幡では蚊帳、畳表、灯芯、扇子、数珠などで……日野商人の中心商品は日野椀と壳菓で……湖東の商品は本来は特産の麻布で……高島商人は綿縮があったわけで……近江商人はこれらを東西に行商したのであるが、これを「持下り荷」といったが、帰りが片荷で無駄であるから、行先々の土地の產物を仕入れて持ち帰る。これを「登せ荷」といった。登せ荷には野州（下野国）・東北の青苧、紅花、生糸その他上方で原材料として用いるものが主体であった。このような往復商売のことを「のこぎり商い」と最近は呼ぶらしいが、そんな語は古文書には出てこない。日本ののこぎりは引き切り、西洋のは押し切りで、どちらか片方は無効運動であるから、近江商人のは「のこぎり商い」ではない。昔から「產物廻し」という言葉を使っている。そして往復商売するだけでなく、拠点をつくると、他店とも組んで綿密な流通網を構成したのである（小倉榮一郎『近江商人の系譜－活躍の舞台と経営の実像－』）⁽³³⁾。

当初行商で、地場の国産物「持下り荷」を地方「持ち下り地方」で販売していたが、「帰りが片荷で無駄」（「持ち下り地方」から上方・地元に手ぶらで帰ることの無駄）を解消するための「地方の産物を仕入れて（登せ荷）上方に売りさばくという方法」が、「持ち下り地方の中心」に「出店を開く」段階になると、「出店相互間に商品の廻転が行なわれ、いわゆる『産物廻し』の法がとられる」ということである。つまり、出店の増加と拡大が「産物廻し」の方法を大きく展開させたのである。そして、「産物廻し」は、近江商人にとって「需要と価格の地域差に巧みに着目して行なわれる産物の廻転は、豊かな富の源泉となった」となったのである。

「産物廻し」の大きなポイントは、各地の国産物に応じて全国各地に緻密に配置された出店による「持下り荷」と「登せ荷」の合理的組み合わせの流通ネットワークの存在にあることがわかる。また、この全国出店流通ネットワークを基盤にした商業活動こそが近江商人の「豊かな富の源泉」となり、近江商人商法を他と区別して大きく特徴付けるものとなっていることもわかる。単なる行商であれば、近江商人に限らない。行商は、店棚を持つ資力のない零細商人の常套手段ともいえる。行商には、資力の基盤がない経営的不安定性の大きな短所があるが、固定的で静的な店棚にはない、動的な機動性という大きな長所がある。逆にいえば、店棚は、行商に比して、動的な機動性は劣位にある（短所）が、経営的安定性という点では圧倒的優位にある（長所）。「産物廻し」は、いわば〈動く（行商する）店棚〉、いわゆる近江商人のいう「持下り」であり、行商の長所と店棚の長所を高次なレベルで統合したものといえる。

先に見た、文久3年9月付石河確太郎文書での薩州産物会所交易シミュレーションは、「我日本に於ては米は奥州羽州に最も多くして綿木綿之無く、綿木綿は和州河州及び其近国に最も多く候。今、和州河州等の綿木綿を奥羽の間に遣し、彼の米大豆等を御国へ輸り、余る所は琉球島々に下し、大坂に上せ候得ば、卑き者（物）を取て貴く売り、其価を以て又卑き者（物）を買ひ、以て我不足を満つる儀に之有り」というように、まさに、「産物廻し」

での「持下り（荷）」と「登せ荷」を駆使したものに対応している（「琉球」についていえば、石河は同年11月に薩摩藩に提出した機械紡績所取建の建白書〈前掲大阪大学附属図書館所蔵石河確太郎書付・古文〉にて、生産した機械綿糸を交易方〈薩州産物会所の母体であり石河は交易方掛でもある〉を通して琉球に送って縞（綿織物）を作製させ、それを大阪市場で販売することを提案している）。石河の薩州産物会所交易構想も、全国の国産物に応じて全国各地域に開設した薩州産物会所の流通ネットワークを基盤にした「需要と価格の地域差に巧みに着目して行なわれる産物の廻転」によって、「豊かな富の源泉」の獲得をめざしたものであったといえる。

従来の藩領内に固定され静的な会所の在り方に対して、藩領を超えて拡大していく薩州産物会所の動的性格と「産物廻し」の動的性格は同質なものがあるといえる。このことについて、小倉榮一郎『近江商人の経営』の次の記述は本研究にとって、はっとさせられるものがある。

近江商人のあきないを「鋸商合」と呼ぶのはよろしくない。西洋の鋸は押し、日本の鋸は引きだけ切れる。鋸ではなく、往復商合をしたのである。八幡の蚊帳・畳表、日野の壳薬・塗椀、湖東の麻織物など地場産業の産物を「持下り」、関東・東北の青苧、紅花、生糸を上方へ「登せ荷」した。工業製品を持ち下り、原料品を登せ荷するパターンである。取引量は行商で間に合うどころでなくなる。商人自身は出先地で商談だけつけておいて、荷は馬・牛・車はもとより、舟便をうんと利用して大量輸送をおこない、平素の取引先に委託して売ってもらう。自分で売捌くだけの量ではない。また、現地での原料品の買付けにも委託契約がなされる。利用できるあらゆる方法をつかい、意外な大型流通を遂げていた。しかもこの取引相手が縦横に拡大されて「全国産物廻し」と呼ばれる取引が成立したのである。藩の境界を超えておこなう取引は藩自らが担当したので、これを公的藩際交易と呼ぶ。近江商人の全国産物廻しは私的藩際交易であって、これは今日の商社活動である。しかもその活動が前述のように双方の土地の産業の開発、発展を計る機能をもっていた。単に商品を交流させるだけでなく、

その生産を育成し、支援する作用をもっていたことを強調したい⁽³⁴⁾。

ここでの「近江商人の全国產物廻しは私的藩際交易」とは、本研究にとって何とも絶妙な表現になっている。ここでは、「藩の境界を超えておこなう取引は藩自らが担当したので、これを公的藩際交易と呼ぶ」と藩交易について言及し、そこからさらに「藩の境界を超えておこなう取引」「私的藩際交易」として「近江商人の全国產物廻し」のことと言及している。小倉は、薩州產物会所交易構想の存在についてまったく存知しなかったはずだが、奇しくも薩摩藩の薩州產物会所交易と近江商人商法と類比させる本研究の観点ときわめて近似する位相で表現している。おそらく、小倉の強調点は、部分的に消極的におこなっていた「藩の境界を超えておこなう取引」「公的藩際交易」（藩内で消費仕切れず残った國產物を藏物として大坂の藏屋敷などに搬送し販売することを主とするものであろう）の在り方を近江商人の「產物廻し」はさらに「取引相手」を「縦横に拡大」することによって、「藩際交易」を全面化・積極化する局面まで高めたことの指摘にある。それは「私的藩際交易」の「產物廻し」は「今日の商社活動である」との最高の賛辞がよく表しているであろう（無論、「產物廻し」の方法は〈商社=会社〉そのものではないが、後述するように近江商人商法は、会社制度に限りなく接近する高度なレベルにあったことは確かである）。ちょうど、小倉『近江商人の經營』での「公的藩際交易」（藩）から「私的藩際交易」（近江商人の產物廻し）を展開する方向に対して、石河の薩州產物会所交易構想は、「私的藩際交易」（近江商人の產物廻し）から「公的藩際交易」（藩）へと展開している。「產物廻し」の動的な性格を吹き込むことによって従来の静的な会所は動的な薩州產物会所へと再生されることになるのである。

ここで「鋸商合」と「產物廻し」の関係についても述べてみたい。「近江商人のあきないを『鋸商合』と呼ぶのはよろしくない。西洋の鋸は押し、日本の鋸は引きだけ切れる。鋸ではなく、往復商合をしたのである」と小倉は「鋸」の使用法（押しか引き一方だけでも切れる）からすると、「鋸」に「產物廻し」など「近江商人のあきない」を譬えるのはあまり「よろしくない」

ないと諧謔的に述べているが、「鋸」には、押しと引きでゴシゴシ切る往復運動のイメージも定着していると思う。元禄元年（1688）に刊行された井原西鶴（1642寛永19～1693元禄6）の『日本永代蔵』には、次のように「鋸商」が描かれている。

（三井九郎右衛門実は三井八兵衛高利）自ら歩行荷物して江戸に下り、
本町の呉服棚に売りては、登商に奥筋（奥州）の絹綿と、のへ、さす手
引手に油断なく鋸商にして、十年たぬうちに、千貫目の分限となりぬ⁽³⁵⁾。

西鶴は、『日本永代蔵』で「寛永期から元禄頃へと大きく変化した経済情勢に即応した新しい致富方法を、具体例を挙げて描き出そうとしている」⁽³⁶⁾のであるが、三井高利（1622元和8～1694元禄7）の商法は、「新しい致富方法」の典型的「具体例」として描かれている。「登商に奥筋の絹綿と、のへ、さす手引手に油断なく鋸商にして」（上方から江戸へ絹織物・綿織物を「持下り」〈販売〉し、東国・江戸から上方へ織物原料の「絹綿」を「登せ荷」〈購入〉する）というのは、「産物廻し」の「持下り」と「登せ荷」と同質であり、単なる機転の利いた方法ということではなく、三井高利の「新しい致富方法」全体を象徴する効果を持っていると思える。『日本永代蔵』では、三井高利についてさらに次のように描いている。

三井九郎右衛門（実は三井八郎兵衛高利）といふ男……駿河町と云所に、
面九間に四十間に、棟高く長屋作りして、新棚（店棚）を出し、「万現銀
売りにかけねなし」と相定め、四十余人利発手代を追まはし、一人一色の
役目。たとへば、金襴類一人、日野・郡内絹類壱人、羽二重一人、沙綾類
一人、紅類一人、麻袴類一人、毛織類一人。此ごとく手わけをして、天鳶兎
一寸四方、段子毛貫袋になる程、緋縫子鑓印長（槍印の長さだけ）、龍門
の袖覆輪かたへにても、物の自由に壳渡しぬ。殊更、俄か目見（急な主君
などへのお目見）の熨斗目、いそぎの羽織などは、其使をまたせ、数十人の
手前細工人立ならび、即座に仕立これを渡しぬ。さによつて家榮へ、毎日金子百五十両つ、ならしに、商売しけるとなり。世の重宝是ぞかし。此
亭主を見るに、目鼻手足あつて、外の人にかはつた所もなく、家職にかは

つてかしこし(家業において変わっていて賢い)。大商人の手本なるべし⁽³⁷⁾。

『日本永代蔵』刊行の5年前、天和3年(1683)に三井高利の三井越後屋江戸店は駿河町に大型新店舗(新棚)を開いて、新しい呉服商法をいよいよ本格的に展開していった。『日本永代蔵』は、そうした状況をリアルタイムで正確に掬い上げているといえる。ここで、西鶴は、徹底して消費者・顧客側の目線に立った三井高利の、合理的で臨機応変な商法の斬新さについて素朴で率直な驚嘆でもって描いている。「目鼻手足あって、外の人にかはった所もなく、家職にかはってかしこし」とは、三井高利を人間離れしたある種のカリスマに見立てた評価といえる。これは、株仲間支配の超保守的体制(株仲間については後述)にあって、「万現銀売りにかけねなし」はじめ数々の「新規の法」ともいうべき企て⁽³⁸⁾を打ち出した三井高利への、「大商人の手本なるべし」との西鶴の最高の賛辞となっている。「鋸商」もそうした三井高利の商法の合理性・革新性の一環として西鶴は描いている。近江商人の「産物廻し」が「鋸商」としばしば同一視される根拠は、この合理性・革新性にあるものといえる。

また、「(三井九郎右衛門実は三井八兵衛高利)自ら歩行荷物して江戸に下り」には天秤棒で行商の旅をいくあの初期近江商人像がどうしても重なってくるのである。同じ上方商人にあって、「鋸商」では近江商人の方が本家であろう。近江商人の「産物廻し」は、局地的で非システム的であった「鋸商」(鋸商合)の「持下り」と「登せ荷」をさらに、全国的規模に改良拡大しシステム化したものともいえるのである。

石河は、薩州産物会所交易を構想する段階で、「鋸商」(鋸商合)の改良型ともいえる「産物廻し」の効率的で動的な商法に大いに注目したことは明らかだと思われる。「産物廻し」には「鋸商」(鋸商合)など江戸期の在来の高度な商法が凝縮されているのである。石河の目線は、生産・技術でも流通でも常に最高水準に向いている。その最高水準とは、国内では近江商人商法であり、国外では、流通については比較生産費説・世界貿易論であり(これはやがて会社制度の導入へと向かう)、生産・技術については機械紡績であつ

た。したがって、石河の選択において、「產物廻し」と比較生産費説・世界貿易論が近似したものになっているのはきわめて自然なことであった。

石河は、西洋の土壤で育まれた比較生産費説・世界貿易論の理想を、極東アジアの日本において、近江商人商法の「產物廻し」を用いて実施しようとしたものと思われるのである。外来の経済・技術の方法は、外来そのままの形態で導入されることは不可能で、必ず、導入先の在来で蓄積された既存の経済・技術の方法の形態を通して、異郷にて己を実現しなければならない⁽³⁹⁾。これを石河の立場からいうと、外来の比較生産費説・世界貿易論は、すでに極東アジアのこの地にて蓄積されて現に在る素材を用いてしか、この地に実現することができないということになる。その蓄積されてきた最高の素材が、「產物廻し」をはじめとする近江商人商法であった。近江国（江州）は石河が生まれ育った大和国（和州）に近く、近江商人の活躍振りは、石河にとって慣れ親しんだものであったはずである。そうして何よりも、石河が、千両単位で融通してくれる「江州の知人」近江商人層と交流することで、「產物廻し」など近江商人商法の実際を深く熟知することができたことは大きな意味を持つ。

しかも石河は、「產物廻し」商法をただそのまま用いるのではなく、それをさらに抽象化して応用しようとした。つまり、石河は、薩州産物会所交易構想で、効率性・合理性の観点から、「產物廻し」を一層純粋な流通組織に組み替えようとしたものと思われるのである。「產物廻し」の場合、「郷里や上方の産物」「地場産業」「八幡では蚊帳、畳表、灯芯、扇子、数珠など」「日野商人の中心商品は日野椀と壳薬」「湖東の商品は本来は特産の麻布」「高島商人は綿縮」など、近江商人側は自己の特定の産物を用意している。しかし、薩州産物会所交易の場合、石河は、実験室的な交易シミュレーションにおいて、薩摩藩自身は現金はおろか、特定の産物を持たず支出しないように想定している。「殊に他国の産物を以て他国に交易し、其利を我に収むること」（自國の産物がないことがポイントである）である。想定の上では、「他国の産物を以て」とあるように薩摩藩の〈自國の産物〉ではなく、「他国に交易し」

とあるように薩摩藩は〈空間〉でさえない。つまり想定の上では、薩州產物会所は〈自国の產物〉もなく特定な〈空間〉でさえない〈純粹な流通組織〉、〈自国の產物〉や自藩〈空間〉から完全に解放されて〈自在に売買できる機関〉としてあるのである。さらにいえば、薩州產物会所は、「產物廻し」を「殊に他国の產物を以て他国に交易し、其利を我に収むること」の方向に一層純化（抽象化）したものなのである。

実際的な資力の点では、石河は、年季の入った近江商人の商業にいうまでもなく圧倒されるであろうが、石河は、「產物廻し」など近江商人商法を自己の理念の内に体系化できる観点・世界觀を持ち得ていた。この逆はないはずである（近江商人商法が薩州產物会所交易を自己の内に体系化することはないはずである）。このことは、たとえ現実には無力な存在でも自分より遙かに強大な存在を理念の上で自己の内に体系化できるというのが、理念や思想が現実に対して持ち得る唯一の力といつてもよい。近江商人に持ち得ることなく、石河が持ち得ていた理念上の観点・世界觀とは、比較生産費説・世界貿易論など日本の在り方を相対化できる世界的立場である。薩州產物会所交易シミュレーションでは、国内交易に言及する前に、「凡產物各國互に有無なるは世界の常、交易の由て起る所以にて、此國に有る所の者（もの）を取り、彼の無き（所の）國に遭りて、彼の有る所の者（もの）へ易へ、これを我国に輸りて、始めて物優に価卑く相成り申すべく候」として、比較生産費説・世界貿易論と「物優に価卑く」との世界水準の理念を置いた意味は、石河と近江商人を大きく理念上隔てる意味となっている。こうした石河の理念上の観点・世界觀は、薩州產物会所交易構想はいくら優れた点を内包していても結局は「日本内々の事」であり、したがって、「究竟大交易（世界貿易）に至り申さず候では、眞の經濟とは申されざれ間敷」（最終的には世界貿易に至らないようではとても眞の經濟とはいえない）と薩州產物会所交易の限界を自らが厳しく明示するに至っている。つまり、石河の世界觀は、石河をして、自らの薩州產物会所交易構想さえ「眞の經濟」とはいえないものとして厳しく相対化せしめているのである（石河が鋭いのはこの段階です

でに会社制度導入・薩州商社取建へと飛躍していかねばならない数年後の方
向の展望を打ち出していることである)。

このように石河は、いわば近江商人が即自的に無意識的に行使している優
れて高度な商法を、対自的に意識的に自己の理念の内に取り入れてさらにそ
れに改良を加えることができる(体系化できる)理念上の観点・世界觀を得
ていた。石河が、薩州產物会所交易交易を構築する際に、自己の理念の内に
取り入れた近江商人の優れて高度な商法は「產物廻し」だけではないものと
理解できる。それは、近江商人商法の内で「組合商内」といわれるものであ
る。これは、会社制度との関連からすると、非常に重要な問題であるので、
さらに深く踏み入って述べていきたい。

5. 近江商人商法と薩州產物会所交易の類似性について (文久3年9月付石河確太郎文書から)(2)――会社制度 への接近、「組合商内」と「薩州商社」――

小倉榮一郎は「產物廻し」について「これは今日の商社活動である」と高
く評価した。近江商人商法は優れて高度なものであるが、それ自体はもちろん
会社制度ではない。しかし、近江商人商法が、会社制度に限り無く接近で
きる高次な地点にまで到達していたこともまた確実なのである。近江商人商
法が、会社制度に限りなく接近できる次元にあることを、「自在な売買」に
関して動的な「產物廻し」以上に如実に示しているのは、「組合商内」(「乗合
商」とも称される)である。「組合商内」とは個人事業ではなく複数の商人
が出金しておこなう事業のことで、江頭恒治が「共同企業」と高く評価する
ところのものである。次に実際の「組合商内」の例として、近江商人中井家
文書「為取替証文の事」(前掲江頭『近江商人 中井家の研究』に収録)を
あげてみたい。

為取替証文の事

一 金七千五百両 源左衛門出金 拾五歩

- 一 金千両 九衛門出金 弐歩
一 金千両 善兵衛出金 弐歩
一 金五百両 新右衛門出金 壱歩
合壱万両也 しめて メ式拾歩

右の通、此度望性金割合を以て出金致し、青苧商内並丹後表系商内、其外各々相談の上相始候に付、伏見表並丹州後野と申す所に出店致し商売致す相談処相違之無く候。尤も、宗兵衛・助右衛門・徳右衛門・達次郎四人の者は源左衛門歩割の内に相加へ申し候事。

- 一 伏見表店 名代亭屋（脇村）惣兵衛
一 丹後後野店 名代糸屋彦左衛門
一 奥州筋仕入場 名代中井源三郎
一 丹後筋壳場 名代近江屋源左衛門
一 出金歩合日廻し銀壱貫目に弐分五厘つ、相定、貸し借り差引致すべき事。
一 惣勘定は十二月に壱度、新糸前五月に一度と両度相改申すべき事。
一 両度惣勘定の上、出金利足並に徳用の義は歩高割合を以て配分致すべき事。若し損金之有る候は、右割合を以て出金致すべく候事。

右組合商内の儀候得ば、万一御除き成され度仁（人）之在り候はば、組合相談の上相除き申すべく候。心得難き筋候へば、相互得心仕らず候。右の通相立候上は違乱申す間敷候。商売情を出し、相互に世話を致すべく候。後日の為、取為替す証文、仍件の如し。

明和六年（1766）丑五月

伏見店名代

亭屋宗（惣）兵衛印

杉井九右衛門印

寺田善兵衛印

矢野新右衛門印

中井源左衛門殿⁽⁴⁰⁾

この「為取替証文の事」での「組合商内」に至る経緯について、江頭『近江商人 中井家の研究』では、次のように説明している。「產物廻し」の実

態についても述べられて、本稿にとって非常に注目すべき内容なので、少し長めに引用したい。

彼〔中井源左衛門〕が奥羽地方に目をつけたのは随分早くからのことで、元文三（一七三八）年二十三歳の時には、すでに仙台に足跡を印し、同五年からは特産の買入れも始めたようであるが、未だいに足るほどのものではなかった。しかるに大田原に店舗を構え、さらにその枝店として白河店や本宮店（明和二年開設）を開くに及んでは、その取引範囲は北方へ向かって拡大した。彼は奥羽地方に綿を産しないのを見て、関西地方より綿・木綿・古手〔古着〕類をこの地へ廻し、この地方の特産物たる生糸・青苧・紅花等を関西方面へ廻し、殊に生糸を西陣や丹後の機業地へ供給したならば、きっと有利であろうとかねて考え、少しづつ実行に移していたわけであるが、いまや資金も充実し諸条件も整備してきたので、かねての商略を大規模に実現することに決意した。……それにしてもこの商売は、交通不便な当時にあって、数百里を隔てて互いに大量の商品を動かさんとするものであるから、仕入れと販売の円滑を期するためには、要所々々に基地を持つことが必要となる。そこで彼は、奥羽の基地として仙台を選び、関西におけるそれとしては伏見（後に大坂にも）と、丹後縮緬の本場たる与謝郡後野の地とを選定し、これらの地にそれぞれ支店を開くことになった。一時に数ヶ所もの支店を設け、大規模の取引を開始しようとすれば、巨額の資本を要することはいうまでもない。そこで彼は、知人數人に資本の参加を求めるところとした。すなわち、仙台店については、同郷日野の商人矢野新右衛門・井田助右衛門・脇村宗（惣）兵衛の三人と、京都の一文字屋杉井九右衛門から出資を仰ぎ、結局五人組合の合資企業体とすることにした。……伏見店と丹後後野店の開設については、はじめ京都の商家二家（一文字屋九右衛門・大黒屋善兵衛）と日野の商人三家（脇村惣兵衛・木村与左衛門・竹岡徳右衛門）の参加を得て始めたが、ほどなく「京都兩人は銀立故、徳用有之由にて悦被申候へ共、日野三人は金立故、徳用相見え不申候に付、仲間はなれ申度趣にて、木村・竹岡兩人は右之差入金相戻

し埒合仕候」とあるがごとく、金立〔金本位〕と銀立〔銀本位〕との間に利害関係の衝突を生じ、日野商人三人の脱退をみるに至ったので、この機会に組織を改め、中井源左衛門・杉井九右衛門・寺田善兵衛・矢野新右衛門の共同企業として、新発足することとなった。当時この種の共同企業のことを「組合商内」と呼んでいた⁽⁴¹⁾。

ここには「産物廻し」と「組合商内」の関係が大変よく表されている。特に奥羽地方と近江商人の関係は、本稿の主題にとっても非常に重要な内容となっているが、これについては後述したい。近江日野商人の巨擘、初代中井源左衛門光武（1716享保元～1805文化2）は、明和6年（1766）に「奥羽地方に綿を産しないのを見て、関西地方より綿・木綿・古手類をこの地へ廻し、この地方の特産物たる生糸・青苧^{あおそ}・紅花等を関西方面へ廻し、殊に生糸を西陣や丹後の機業地へ供給」という木目の細かい「産物廻し」を展開するために枝店（支店）の仙台店（東北）・伏見店（現京都市伏見区）・丹後後野店（現京都府与謝郡与謝野町後野^{うしろの}）を開設しようとした。しかも、源左衛門は、各枝店を「組合商内」方式で開設し運営しようとしたのである。「為取替証文の事」は、伏見店と後野店に関する「組合商内」についての契約証文なのである。

「為取替証文の事」によると、伏見店と後野店の開設運営への出資全額1万両を20歩（分）=100%とし、中井源左衛門が15歩（分）・7,500両で75%の出資比率、一文字屋（杉井）九右衛門（京都商人）が2歩（分）・1,000両で10%の出資比率、大黒屋（寺田）善兵衛（京都商人）が2歩（分）・1,000両で10%の出資比率、矢野新右衛門（近江日野商人）が1歩（分）・500両で5%の出資比率となっている。会社制度の本質的要点の重要なひとつが、個人（単独）事業の枠を超えて、複数の出資による合本 joint-stock の組織（joint-stock company）であるとする観点からすると、「為取替証文の事」が示す、伏見店・後野店の近江商人2人と京都商人2人による合本の出資方式「組合商内」は、会社制度に限りなく接近するものであることは確かである。この貴重な史料を紹介した江頭恒治は、「わが国の会社制度は、明治維新後西洋

から輸入され、普及するに至ったことは周知の如くであるが、会社制度の原型はそれとは無関係に、わが国独自のものとして既に江戸時代に芽生えていた」⁽⁴²⁾ことが「鮮やかな姿をもって現れている」例として「為取替証文の事」での中井源左衛門・杉井九右衛門・寺田善兵衛・矢野新右衛門による「組合商内」の事例をあげている。もちろん、「資本」や「合資企業」「共同企業」や「会社制度」は、厳密にいえば、確立された資本制社会において用いられる概念であって、これらの概念は、前資本制社会段階である江戸期においては、いくら商業が爛熟していても（商業＝資本制ではない）、あくまでも資本制社会からの比喩としてしか意味をなさない。

しかし、繰り返すが、中井源左衛門らの「組合商内」方式は、会社制度へ限りなく接近する高度な商法であることも確実である。特に、「上出金利足並に徳用の義は歩高割合を以て配分致すべき事。若し損金之有る候は、右割合を以て出金致すべく候事」は、出資額に応じた配当の規定だけではなく、損金（損害）が発生した場合の出資額に応じた追加金の規定も盛り込まれていることは、非常に注目すべきことである。最初の出資金以上の追加金支払が強制されていることは、会社制度における無限責任（有限責任は最初の出資金以上の支払義務がない）に相当している。

大塚久雄『株式会社発生史論』では、次のように、1600年代初頭、イギリスの初期東インド会社の場合を例にあげて、最初の出資金以上の追加金支払が強制される場合について説明している。

（イギリス東インド会社の）損失に対する責任については、重役であると一般出資者であるとを問わず、ともかく、「出資額に比例して」 pro rata 無限に課せられたと見るべきである。……必要な費用をば時に応じて「出資額に比例して」強制的に「徵収」 levy, assess, call, supply あるいは「追徵」しうるという制度をもっていたからである。もっとも右の強制的徵収あるいは追徵なるものの中には、出資払込の要求をふくんでいるわけであるが、その他に増資であれ損失の分担であれ、ともかく「出資額」subscription を越えた責任をも、含んでいたからである。……あるいはまた一

六〇三年六月二十三日の（イギリス東インド会社の）総会にて……『総会は以後……充用すべき金額をば、各出資額の割合に応じて徵収すること…』が議決されていることなどに徴しても、無限責任が規定せられていたことを理解しうるであろう。……かくして、^{セパレイト・ストック}諸個別企業においては、人的無限責任と異なって、出資額に比例した間接責任なる形をもつ特殊イギリス的な「徵収」なる姿をとっていたにせよ、制度として全出資者の無限責任が存在していたのである⁽⁴³⁾。

「為取替証文の事」での「若し損金之有る候は、右割合を以て出金致すべく候事」は、イギリス東インド社会の場合の「損失に対する責任は……『出資額に比例して』強制的に『徵収』あるいは『追徵』しうるという制度」「出資額に比例した間接責任なる形をもつ特殊イギリス的な『徵収』なる姿をとっていたにせよ、制度として全出資者の無限責任が存在していた」に見事に対応していて、近江商人の「組合商内」方式が世界的水準と比しても遜色のないレベルの高さを示しているともいえる。石河の敏感な眼力が、「產物廻し」に注目したように、この「組合商内」にも注目したとしても何ら不自然ではない。

また、この「組合商内」において、中井源左衛門が実際の経営の中核となることは明らかであるが、杉井九右衛門・寺田善兵衛・矢野新右衛門も、実際の経営を中井など他に委託して配当金獲得のみを目的とする単なる出資者ではなく、実際の経営を担当するものであること、つまり中井・杉井・寺田・矢野、出資者全員が実際の経営を担当するものであることは、「商売情を出し、相互に世話を致すべく候」からも推察できる。そうなると、「為取替証文の事」が示す「組合商内」とは、会社制度の初期形態である〈合名会社〉に近い形態であることがわかる。〈合名会社〉は、〈全出資者（全社員）が経営をおこないかつ全出資者（全社員）が会社損失に対して無限責任を負う〉ことを形態的特質としているからである。

それでは、イギリス東インド会社の場合と近江商人の「組合商内」の場合を隔てるものは何か？ それはまず、大塚のいう「制度として全出資者の無

限責任が存在していたのである」ということである。イギリス東インド会社の場合は、王権から市民社会が独立するピューリタン革命（1640～1660年）を約半世紀後に、さらに産業革命を約1世紀後に控えた、会社制度の未発達の段階ではあるが、すでに会社制度の萌芽形態は社会の制度として在ったということに対して、「組合商内」の場合は、強固な鎖国体制・封建体制下での、あくまでも限られた優れた商人の特殊な個人的工夫の範囲から決して出るものではなく、一般的な社会制度ではまったくなかった。

社会制度ということでは、鎖国体制・封建体制下での日本では、会社制度とはおよそ対極的な組織原理に基づく株仲間制度が支配的であった。会社制度が外部に向けて自己を無限に開放していく組織原理（最終的には外部のすべての者に入社〈投資〉を一切抑圧することなく開放する株式会社形態が最高形態となる）なのに対して、株仲間は、内部に向けて自己を限りなく閉鎖していく（外部を限りなく拒絶していく）組織原理であり、その性格は超保守的である。例えば、大抵の株仲間の掟における第一義的な禁忌は、生産や流通に関係なく一切の〈新しき試み〉を禁止するということであった。いくつか例をあげてみる。

是迄仕來り候通り糠売買仕り、聊にても新法の儀相企て間敷候（決しておこないません）。私共株に相成り候上は、向後株譲り替りは勿論、所替り・名前替り・印形替り等の節は早速申し上げ、御帳面張り替へ申すべき旨 仰せ渡され、畏れ奉り候（明和7〈1770〉年・大坂「糠問屋仲間前書」）⁽⁴⁴⁾。

然る上は、是迄仕來の儀、新規の儀毛頭仕り間鋪候（明和9年〈1772〉・大坂「薩摩定問屋株前書」）⁽⁴⁵⁾。

以来新規の儀相企てず、諸事是迄仕來りの通りにて商売仕り（安永10年〈1781〉・大坂「白粉職仲間帳前書」）⁽⁴⁶⁾。

尤も此後新規の儀相企て、外に差し支への儀仕り候はゞ、仲間召し放され、品に寄せ、御咎めをも仰せ付けられるべき旨仰せ渡され、是以て畏れ奉り候（安永9年〈1780〉・大坂「堺筋組毛織屋仲間株帳前書」）⁽⁴⁷⁾。

一 何事によらず新規の法立て、縦令便利の筋に候共、一己の存意堅くい
たす間鋪候事。……一 御趣意を以て御免 成し下され候御株の儀に付き、
子孫永々有り難く相続致し度、之依り、後々心得違ひ之無き様大切に相
心得、親類身寄りたり共、他へ譲り替へ又は店貸・売買・質物等引き當て
に差し入れ、或は貸株・名前貸等仲間（へ）遂相談、一己の存意を以て取
り斗ひ申す間鋪候事。……前ヶ条の趣、是又堅く相守り、一己の利益に不
抱（拘らず）、御恩第一に相心得申すべし。若し聊にも心得違・不正路
の族之有るにおみては、外一同より御願申し上げ、心底見極め候迄、御株、
仲間へ預り置き申すべき条、其節一言の違背申す間敷候（天保3年〈1832〉・
堺「米問屋株仲間申合名前帳」）⁽⁴⁸⁾。

これら株仲間の「前書」は、〈株仲間捷〉というべきもので、町奉行・行政組織へ提出し認可され、一定の公的な法の性格を帯びる。株仲間は行政組織から承認を受ける形で公的な制度となり、行政組織の末端の内に組み込まれる。株仲間は社会制度化しているのである⁽⁴⁹⁾。いずれも「前書」でステレオタイプに強調されているのは、「是迄仕来り通り」の墨守と「新規の儀」「新法の儀」という一切の〈新しき試み〉の禁忌（間鋪候事）化であることがわかる。「是迄仕来り通り」を「子孫永々」にわたり繰り返すための組織原理を真っ向から崩す最大の契機が「一己の存意」による「新規の儀」「新法の儀」であることを、株仲間は過敏過ぎる程認識していた。株仲間にとって「一己の存意」から発する「新規の儀」「新法の儀」こそが最大の禁忌とせざるをえない。この禁忌を破ったものは、「仲間召し放され」、「無株の方」（現代でいえば〈無許可事業者〉に相当）として、事実上事業は廃業に追い込まれる。

「是迄仕来り通り」の商法とは、基本的に商人一個の個人事業の方式である。慶応3（1867）年の幕府勘定奉行小栗上野介忠順（1827文政10～1868明治元）らの「兵庫商社」（通称）取建の建白書のなかには、「一体交易筋は、商人ども一己の利益のみを貪り、薄元手の者ども互に競ひ取引いたし候様にては、元手厚の外国人のために利権を得られ……いづれにも外国交易の商社

酷コンペニーの法（方法）に基づき申さず候はでは、とても盛大の貿易と御国の利益には相成り申すまじくと存じ奉り候」⁽⁵⁰⁾と慨嘆的に述べられている。ここには、〈日本側の貿易黒字から貿易赤字に転化していく根本的原因は、従来の国内の「商人ども一己の利益のみ」に基づく個人事業の商法が「商社酷コンペニー」（会社制度）の方式によって「元手厚」になっている外国人商法に凌駕されていることにある〉というかなり正鶴を得た認識があるが、いかに旧来の「商人ども一己の利益のみ」に基づく個人事業の商法が墨守されていたかについての例証としても見て取ることができる。株仲間は各商人・職人に没個性と共同性を強く要求するが、株仲間自体はもちろん事業体ではなく、競争をさけて価格・生産協定など基本事項を事前にとり決める現在のカルテルに近似した側面を持つ非事業組織である。したがって、各商人・職人は、株仲間での価格・生産についての事前の共同的とり決めにしたがいながら、事業実施の段階では、株仲間が強制する「是迄仕来り通り」の伝統的な個人事業として実施するわけである。皮肉なことに、「商人ども一己の利益にのみを貧り」との個人事業としての性格は、「一己の存意」を忌み嫌う株仲間が持続させってきたものともいえるのである。

近江商人はじめ江戸期の商人が、世界水準から見ても、個人的にはきわめて高度で独創的な商法の発想を持ちながら、それらの多くは、「一己の存意」から発せられた「新規の儀」「新法の儀」として〈株仲間掟〉によって厳しく抑圧されるので、近江商人の「組合商内」の場合がそうであったように、社会制度へと昇華せずに、個人的範囲で単発的に終わってしまう。伝統的個人事業の枠を超えて複数資金の合体 joint-stock をおこなう「組合商内」も、「新規の儀」「新法の儀」と見なされないよう、あくまで仕来たり通りの方法の一バリエーションとして制御して在るため、その普及に大きく制限が加わるのである。近江商人商法といえども、株仲間の土壌の上にある。「組合商内」は、近江商人の商的体験の蓄積からいわば自然発的に即時的に展開されたものであり、いくら「組合商内」が量的に拡大しても「組合商内」の内部から会社制度へと質的に転化することはありえない。商業機関=会社制

度ではないのと同じように、合本 joint-stock=会社制度ではない。合本 joint-stock は確かに会社制度の本質的要点の重要なひとつではあるが、それはあくまで本質的要点の重要なひとつなのであって決してすべてではない。会社制度の他の重要な本質的要因としては、〈国家組織・政治組織から独立し社会組織して自己を確立していく（法人化）の契機を内包していること〉あるいは〈国家組織・政治組織との対抗関係を制度として持ち得ている〉がある。株仲間が行政組織の末端に組み込まれているように、封建社会段階にあって、商業の在り方をはじめ社会組織は、国家組織の懷の奥深くに埋没していて（国家組織と社会組織が区分なく渾然一体となっている）、自己を一個の独立した社会組織として確立しているわけではない。いうまでもなく、「産物廻し」「組合商内」など近江商人商法はじめ江戸期の商法に〈国家組織・政治組織から独立し社会組織として自己を確立していく（法人化）の契機〉など内包されてはいないのである。

ここで注目したいのは、「組合商内」などの近江商人商法は、「産物廻し」「組合商内」のまま止どまり会社制度へとは展開していないのに対して、それらに大きな影響を受けたであろう石河の薩州産物会所構想の方は、約4年後の慶応3年（1867）には薩州商社取建構想（慶応3年6月付で「薩州商社発端」「薩州商社條書」が出される）という具体的な形で会社制度導入へと昇華していることである。このことは、どういうことを意味するのであろうか。

石河は、薩州産物会所構想を現実的に組み立てる際、国内商法の最高水準に達している近江商人商法の「産物廻し」方式を大いに取り入れた。しかし、石河は、ただ即目的に「産物廻し」を模倣したのではない。石河は、「凡産物各國互に有無なるは世界の常、交易の由て起る所以にて、此国に有る所の者（物）を取り、彼の無き（所の）國に遣りて、彼の有る所の者（物）に易へ、これを我國に輸りて、始めて物優に価卑く相成り申すべく候」との世界貿易論・比較生産費説の理念、「日本内々の事にては兄弟相取るが如くにて、究竟大交易に至り申さず候ては、眞の経済とは申され間敷候得共」との世界

規模の理念の観点から、「產物廻し」を対自化し相対化し、薩州産物会所交易構想の内に取り込んでいる。石河は理念上、「產物廻し」など近江商人商法をその外側の一段高い所から俯瞰している。しかし、近江商人は石河の薩州産物会所交易構想をその外側の一段高い所から俯瞰する理念は持ちえていない。先述したように、これは、理念が現実的にはいかに無力であったとしても、現実に対して理念や思想が持ちえる唯一の抗力といえる。これが、石河の薩州産物会所交易構想が会社制度へと昇華しているのに対して、近江商人商法の「產物廻し」や「組合商内」が、会社制度へと展開しえずに「產物廻し」や「組合商内」のまま止どまつたことの本質的差である。

上述の石河の世界規模の理念「日本内々の事にては兄弟相取るが如くにて、究竟大交易に至り申さず候ては、眞の経済とは申され間敷候得共」は、自らの薩州産物会所交易構想さえ「眞の経済とは申され間敷候」と相対化・対自化している。薩州産物会所の内部から、薩州商社が展開されたわけでは決してない。薩州産物会所を次元を違えて、薩州商社・会社制度へと飛躍させるためには、「究竟大交易に至り申さず候ては、眞の経済とは申され間敷候」という世界規模の理念が必要であった。実際、薩州商社取建構想は、「大交易」つまり世界貿易と本格的に取り組む段階で打ち出された。薩州商社は世界貿易を前提にしているのである⁽⁵¹⁾。

さらにいえば、こうした石河の〈世界的規模から対象を相対化し対自化できる観点〉が、「組合商内」が内包する会社制度の合本 joint-stock に近似した即目的・無意識的な在り方を自然状態から掬い上げ、石河はそれを対自化・意識化して会社制度導入（薩州商社取建構想）の契機のひとつとして体系化し吸収した可能性も大いに考えられるのである⁽⁵²⁾。

いずれにしても、薩州産物会所交易構想は、近江商人商法から多面的に大きな影響を受けながら、近江商人商法を対自化・意識化して自己の内に吸収し体系化したものといえる。

次に注目したいのは、薩州産物会所交易構想に表れた石河の経営理念と、近江商人商法に秘められた経営理念の関係についてである。

6. 「三方よし」と「三方面利融通」

近江商人商法の特徴を表現するものとして「三方よし」という言葉があり、現在流布している。「三方面利融通」という薩州産物会所交易の特徴を表わす石河の言葉にこだわっている本研究としては、この「三方よし」という言葉に、とても注目した。「三方面利融通」と「三方よし」は、言葉の響きの類似性だけではなく両者の持つ意味合いも非常に類似している。「三方面利融通」が意味する〈交易に参加したすべての主体（方面）が、最低限、それぞれ交易に参加する以前よりも多くの利益を享受できること〉とは、「三方よし」あるいは〈全方よし〉と表現してもよいものである。

しかし、「三方よし」という表現・言葉自体は、近江商人による文書には見つけ難く、年季の入った近江商人研究者でもある滋賀県彦根出身の経済学者（滋賀大学経済学部教授）、故小倉榮一郎の近江商人研究から流布したものともいえる。小倉は、「三方よし」について数々の著書で述べているが、いくつかあげてみたい。

商人は世の物資の有無相通じるのが任務であるというのは、現代でも通用する。では、利益をどう考えるか。清教徒（イギリスのピューリタン）の場合は社会的任務遂行、神の御旨に適ったことに対する神の恩寵。わが国では「余沢」という。ついてまわるうるおいといふというほどの意味である。その利益について「勤は利の本なり、能勤ておのずから得るは、真の利也」ともいっている。有無相通じる職能に努力すれば利益が生まれる。よくその機能を發揮すると、おのずから生じてくる利益こそ本物の利益であるというのである。……紀国屋文左衛門や奈良屋茂左衛門は冒険商人の名残である。大火につけ込んで幕吏と組んで供給独占を企て暴利をむさぼった。金はできても世の尊敬はえられない。不満やるかたなく、金で尊敬を買える遊里に遁れ、散財に明け暮れ、自己満足にふけって一代で絶えた。この型の商人は江戸初期に消えてゆき、近江商人は江戸時代の先駆的な近代商人であった。有無相通じる職分觀、利は余沢という利理念は近江商人

の間で広く通用しているが、ややむづかし。もっと平易で「三方よし」というのがある。売り手よし、買い手よし、世間よしという商売でなければ商人は成り立たないという考え方である。時代は下がるが湖東商人の間で多く聞く。初代伊藤忠兵衛は熱心な仏教信者で「商売は菩薩の業」と説いたが、その心は「商売道の尊さは、売り買い何れも益し、世の不足をうずめ、御仏の心にかなうもの」という共存共榮の精神である。同じく湖東商人外村与左衛門家、また五箇荘の中村治兵衛家、山中右衛門家の家訓にも同じ精神がある⁽⁵³⁾。

「三方よし」「売り手よし、買い手よし、世間よし」での「三方」とは「売り手」と「買い手」と「世間」の意味ということであるが、ここでいう「三方よし」でのポイントは「世間」にある。私的 private な「売り手」と「買い手」による売買関係（商品関係）を超えた、社会全体 public ともいるべき「世間」の利益の増加につながるように「有無相通じる職能に努力」するとの結果として、「余沢」としての利益が私的 private な「売り手」と「買い手」にもたらされるとしている。私的 private なものより「世間」社会全体 public にウエイトを置く「倫理」性が強調されている。こうした理解からすると、近江商人商法とは、「理念」として、まずは私的 private からではなく、〈社会全体 public から始めなければならない使命がある〉というきわめて倫理的宗教的な在り方のように見える。しかし、マックス・ヴェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』で〈個人の内にある純粋な宗教的な理念や倫理が、そのまま直接的に社会的行為や社会組織の在り方につながっていかない〉ものとして展開したのと同様に、「商売は菩薩の業」など、近江商人によく見られる神仏に篤い個人信条も直接的に近江商人商法につながらないであろう。神仏に篤い信条を持ちながら、同時に「暴利」をむさぼる商業をおこなう商人も十分あり得るし、また逆の場合も十分あり得る。〈私的 private な「売り手」と「買い手」による売買関係（私的 利益に基づく商品関係）を動力にした展開が結果的に社会全体 public の利益を導く〉というのは、経済学の創始者アダム・スミスが提唱した市場原理であつ

た（スミスは〈社会全体の利益尊重〉を大義名分に私的活動を制限することが引き起こす重大な社会的弊害と欺瞞に対して徹底して批判した）。

ここでの「三方よし」の〈社会全体 public から始めなければならない使命がある〉との倫理的宗教的意味合いのウエイトを置いた意味合いには、おそらくは、近江商人の合理的で効率的な営利活動に対して、私的 private の極み・エゴイズムの権化〈近江泥棒〉との低劣なルサンチマン・罵詈雑言を投げつけることへの、小倉の強い憤りもあるように思える。小倉としては、〈倫理に裏づけられた「天職」観を持った近江商人は「冒険商人」とは本質的に違う〉ということを強調したいという強い思いがまず第一にあったと思う。しかし、石河のいう（薩州産物会所交易）「三方面利融通」には、こうした倫理的宗教的な意味合いはない。石河のいう「三方面利融通」は、出発点は、あくまでも私的 private な「売り手」と「買い手」による売買関係（商品関係）であり、「三方面利融通」とは、私的 private な「売り手」と「買い手」による売買関係（商品関係）、つまり交易圏を拡大していくことである。「三方面利融通」がウエイトを置いているのは、〈交易に参加しているすべての「売り手」と「買い手」が損失を出さずそれぞれ利益を得ることができるにはどうするのか〉という、交易主体すべてを包括できる高度な経済効率性である。「三方面利融通」での〈ある特定な交易主体さえ利益を得るだけでは駄目である〉という考えは、倫理観というよりは、薩州産物会所交易圏を維持していくための経済観に基づく。石河は、薩州産物会所交易圏を維持していく基礎は、各交易主体それぞれの倫理観ではなく、各交易主体それぞれの利益の保証に置いた。

それでは、近江商人商法の「三方よし」と薩州産物会所交易の「三方面利融通」は、交わることはないとあろうか。決して、そうではない。小倉は、「三方よし」について、また次のようにも述べている。

「世間の有無相通じることが商人の天職」という近江商人の職分觀がある。やさしくいえば「三方良し」、「売手良し、買手良し、世間良し」という考え方があって、利益が得られるからというのみで行動を起こす商人で

なく、世間が求めているから、世間のためになるからという動機づけが一つ入るのが近江商人の経営理念の特色であるが……「三方良し」というのは、前にも触れた。「売手良し、買手良し、世間良し」である。山中利右衛門の例を引こう。文政年間の人で、彦根藩士の次男が五箇荘の山中家に養子に入った人である。麻布製織兼業の農家であったが、麻布商に転じ、布屋利右衛門と称し、関東・関西に商圏を固め、土佐藩の御用もつとめた。明治に入って、彦根に山中製糸場を開き、京都・大阪に支店を持ち、「布利」は在阪江州資本の中核となった。その布利がかつて出雲の国に商圏を広げたとき、坂津・大池二村が貧村であったのを、麻布の行商をすすめて住民の副業とさせ、村人を利して業を拡げたという逸話がある。もっとも、この種の商法は布利の出雲市場に限ったことでなく、近江商人は遠隔地への売込みや買付けには「委託」を用いて、その土地の商人の力をかりたから、他をも利するという考え方は常識であった。他国へ出かけて、^{よそもの}他所者が稼ぐのであるから、それだけの配慮がなければ疎外されるということもあっただろうが、近江の国の南半分は一村ずつ別の領主の飛地や天領、すなわち他国という状況であったので、そのような他国人間での日常生活のあり方を心得ている。それは滋賀県の田舎へゆけば、それとなく感じられる特有の対人感情で、近江商人が昔から身につけていた生活態度であったかも知れない⁽⁵⁴⁾。

ここでは、「三方よし」の倫理性は、「利益が得られるから」というのみで行動を起こす商人でなく、世間が求めているから、世間のためになるからという動機づけが一つ入るのが近江商人の経営理念の特色であるが」と「経営」の「動機づけ」の内の「一つ」に位置づけられているが、特に注目したいのは、「三方よし」の具体例として、山中利右衛門（布利）の「出雲の国に商圏を広げたとき、坂津・大池二村が貧村であったのを、麻布の行商をすすめて住民の副業とさせ、村人を利して業を拡げた」とのエピソードである。なぜなら、このエピソードでは、「世間が求めているから、世間のためになるから」という動機づけの具体例ということでもあろうが、「坂津・大池二村」

は、「世間」という漠然とした抽象概念ではなく、「出雲の国」に「商圈」を広げたときに組み入れた具体的な交易対象として取りあげているからである。さらにここから、「三方よし」については、倫理性は背後に回って、「商法」が前面に出て、「この種の商法は布利の出雲市場に限ったことでなく、近江商人は遠隔地への売込みや買付けには『委託』を用いて、その土地の商人の力をかりたから、他をも利するという考え方は常識であった」と展開されている。薩州産物会所の現地組織も石河らの委託を受けた地元の有力商人・有力農民によって形成させるものであった。大和薩州産物会所の現地組織は、和州葛下群高田村の繰綿問屋村嶋屋長三郎など「大和方一統」によって形成された⁽⁵⁵⁾。ここまでくると、「三方よし」の概念は、薩州産物会所交易の「三方便利融通」の概念とかなり接近しているし、かなり交わり重なる。

「三方よし」の「その土地の商人の力をかりたから、他をも利するという考え方」と薩州産物会所交易の「^{こと}殊に他国の産物を以て他国に交易し、其利を我に収むること^{はじ}首めよりの御趣意に之有り」の内容は同質なものであると理解できる。

「その土地の商人の力をかりたから、他をも利するという考え方」というのを省略せずに表現すると〈その土地の商人の力をかりてこちらが利を得たのであるから、他をも利するべきである〉となる。これは、〈こちらの利〉を前提にして「他をも利する」へと及んだものである。ここには、「坂津・大池二村が貧^{○○○○○}村であった」ことへの倫理的志向もあるが、〈こちらの利〉と〈他の利〉の両方ににらんだ、「三方よし」の経済的志向もよく表されている。「三方よし」が倫理観のみに基づく「社会的任務遂行」だけを目的とするものであれば、それは、商法ではなく単なるボランティアである。「三方よし」は、決してボランティアでないことは、「他国へ出かけて、^{よそもの}他所者が稼ぐのであるから、それだけの配慮がなければ疎外されるということもあつただろうが」という注目すべき小倉の微妙な表現が示している。産物廻し商法で商圈を拡大するということは、「他国へ出かけて、^{よそもの}他所者が稼ぐ」ことなのである。この側面の「三方よし」では、「他国へ出かけて、^{よそもの}他所者が稼

ぐ」ことの切実さがよく表れている。「それだけの配慮がなければ疎外される」とは、「他国へ出かけて、^{よそもの}他所者が稼ぐ」ことゆえ、「他をも利する」ことがなければ（「他をも利する」ことに訴えかけなれば）、^{よそもの}他所者近江商人が産物廻し商法で商圈を拡大するということが成り立たないこと、さらにいえば、産物廻し商法商圈を主催する近江商人や特定の交易主体のみの「利」だけではなく商圈に参加するすべての交易主体の「利」の増進を射程に入れるなければならないとを意味する。この意味からすると、「三方よし」の「三方」とは商圈全体・商圈内全方を示しており、この点において、「三方よし」と薩州産物会所交易の「三方便利融通」との同質性がよく表されている。

以上のことについて、今度は、薩州産物会所交易の「三方便利融通」の側からさらに検証してみたい。

「他国の産物を以て他国に交易し、其利を我に收むること」という薩州産物会所交易の「御趣旨」は、薩摩藩側の虫のよい算段では決してない。石河にとって、「他国に交易し、其利を我に收むること」がゆえに、〈他国の利〉は、薩州産物会所交易自体によって確実に保証するものでなければならなかつた。石河は、薩州産物会所交易について、「遠国より他国を經營するに於ては、先ツ其國の地勢は勿論、第一其習俗を能々熟知し軽忽の挙之有るべからざること」⁽⁵⁶⁾と強く戒めている。これは、先の小倉の「三方よし」に関連しての「近江の国の南半分は一村ずつ別の領主の飛地や天領、すなわち他国という状況であったので、そのような他国人間での日常生活のあり方を心得ている」との見解とよく対応している。どちらも、「遠国より他国を經營する」ことは、「他国」についての「地勢」「習俗」「日常生活のあり方」など、その「他国」に関する細部にわたる理解と配慮を絶対条件とすることであることをよく表している。どちらも、それだけ、「他国を經營する」ことの困難さもよく表している。

石河が、こうした「遠国より他国を經營する」ことの困難さを盛り込みながら、具体的な例証をあげて薩州産物会所交易の在り方を述べている文久3年（1863）11月付伊地知壯之丞宛石河確太郎文書の一部を次にあげてみたい。

この文書で、石河は、大和国における薩州産物会所（大和薩州産物会所）開設活動が緒に就いたばかりの段階（まだ大和薩州産物会所が開設されていない段階）での、薩摩藩内から起こった大和国での早急な銀札（薩州産物会所を名義に発行する銀札は銀との交換を保証するある種の薩摩藩兌換紙幣となる）発行論に対する猛烈な反対を表明し、在るべき薩州産物会所交易論を開いている。

右銀札御取行の儀は、御産物彼方へ御差し送り、彼方産物も御取入れの事、盛に相成り候上に之無く候ては、右御取行の名目も相立ち申さず、且彼国人一統便利を悦び、御会所（大和薩州産物会所）の御威光に服し奉り、人心安堵の上に御座無く候ては、自然御銀札の御威光も薄く從て通用の数も少なく、又初発より（銀札発行を）御取行に相成り候ては、御会所を名にして銀札の御利分を御計之有り候哉にも相聞へ候ては、決て相済まず……
彼国（大和国）并近国、木綿紺縞はからい第一の産物に候得ば、藍玉御差し遣しに相成り候はゞ、彼方（大和国）最便利此御方（薩摩藩）大經濟に相成り申すべし。……就いては、大和にて御産物会所より和州・河州（大和国・河内国）の百姓共へ肥御貸附に相成り、作式稼納の節、実綿並菜種子を以て上納仰付けられ候得ば、名実共御仁術に相聞へ、内は御經濟に相成り、且肥は作式に相拘はり候所柄に候得ば、一統の人気、付ては、諸地頭・奉行処の請けも宜敷、則御会所の御威光、從て追て御目的の一助にも相成り候儀と存じ奉り候。……交易方（石河確太郎は薩摩藩交易方掛でもある）より……（薩摩藩領内の）百姓へ直貸附仰付けられ、菜種子を作増させ、是を以て右代料返納仕らせ、此分は交易方の手にて相絞り、油は御国用（薩摩藩用）並琉球仕送用等に差し向け、柏は大和にて御産物会所へ差し送り候様仰付けられ候得ば、御国に於ては欠く所之無く、双方（大和国と薩摩藩）の便利に御座有る間敷哉まじきかな（双方の便利とならないわけがありません）。……大和にて御産物会所召し建てられ候に付ては、何篇（何でも）其土地百姓の便利為方に相成り候様御憐愍れんびんの御処置を名と仕り候儀、事の要旨、追て御目的の一助に候得ば、眼前高利を取ること却て眞の御經濟に御座有

る間敷哉に(却って眞の御經濟に反するものになるのではと)存じ奉り候⁽⁵⁷⁾。

ここで石河は、薩州産物会所交易を主催する薩摩藩と大和国(大和交易)において最重要なことは、「御産物彼方へ御差し送り、彼方産物も御取入れの事」つまり薩摩藩領と大和国(大和交易)の間の相互交易を盛んにおこない、「彼国人一統(大和国の人々全体)」がその交易の「便利を悦」ぶようにすることであると強調している。石河は、薩摩藩の「御威光」が及ばぬ「他国」において、「彼国人一統(大和国の人々全体)」を「御会所(大和薩州産物会所)の御威光に服」させる(薩州産物会所交易を支援させる)根拠は、相互交易によって、「彼国人一統(大和国の人々全体)」にもたらされる「便利=利益」であることを確信している。

しかも石河は、「遠国より他国を經營する」ことゆえ、通常の交易(国内交易)の場合以上に「便利=利益」の質の問題、つまり、〈他国の人々にとってそれぞれ固有な最大の「便利=利益」とは何か?〉という問題が重要になっていることを深く認識している。石河が強調した「先ツ其國の地勢は勿論、第一其習俗を能々熟知し輕忽の挙之有るべからざること」の意味はここにある。「他国人間での日常生活のあり方」「地勢は勿論、第一其習俗」の細部に至るまで「能々熟知」することとは、〈他国の人々にとってそれぞれ固有な最大の「便利=利益」〉の所在を確実に探り当てる(ある種のマーケティング・リサーチともいえる)ことである。その上で、「彼国人一統(大和国の人々全体)」「其土地百姓」の「便利=利益」になることは「何篇(何でも)」実施するわけである。ここまで実施できることが「三方面利融通」であり、ここまで実施することを前提にして、初めて「他国の産物を以て他国に交易し、其利を我に收むること」といい切れるのである。石河にとって、この地道な前提を省いて初発からいきなり銀札発行をおこなわせようというのは、〈住民便利の会所開設を名目にして実は薩摩藩は銀札の利益獲得のみをたくらんでいる〉との不信・憶測を地元住民から引き起こして事業そのものを破産させる、「眼前高利」にとらわれた以外の暴論であった(五個莊商人中村治兵衛の家訓での「高利望み申さず」を想起させる)。

薩州產物会所交易の「三方面利融通」の概念が、「三方よし」として「他国」に対して近江商人が具体的に臨む経験的姿勢から大きく影響を受けていたことは明らかだと思われる。江州の近国和州出身の石河は近江商人の「三方よし」の意味するところをまず体験的によく認識していたものと理解してよいと思う。石河は、体験的に認識していた「三方よし」にリーカド流比較生産費説の世界貿易論を重ねる。それは、近江商人の產物廻しにリーカド流比較生産費説の世界貿易論を重ねたようにである。

「彼國（大和国）并近国、木綿紺縞第一の產物に候得ば」とするのは、比較生産費説の世界貿易論の観点がある。大和国から薩摩藩領へは「木綿紺縞」を輸出し薩摩藩領から大和国へは「木綿紺縞」の染料の原料となる「藍玉」を輸出するという、大和薩州產物会所を介した、大和国が日本で最大に有利に生産できる国産物（商品）「木綿紺縞」の特質の利点を最大に生かした交易の結果、「彼方（大和国）最便利」と同時に「此御方（薩摩藩）大經濟」を導くことが「三方面利融通」の実現にほかならない（この場合、大和国と薩摩藩領の「双方」であるが、交易圈拡大により交易参加主体が増えて「三方・四方・五方……」になってもかまわない。「三方面利融通」の意味するところは交易参加主体すべての利益の実現ということである）。

「三方面利融通」について「何篇（何でも）其土地百姓の便利為方に相成り候様」におこなうことの徹底さは、①大和薩州產物会所を通して「和州河州の百姓共」へ綿作用の肥料（粕など）を貸し付ける→②その貸付代金は「実綿」「菜種子」でもって上納させる→③上納させた「菜種子」を薩摩藩領内の百姓へ貸し付けて「作増」させる→④その貸付代金は「作増」させた菜種子の一部でもって上納させる→⑤「和州河州の百姓共」や薩摩藩領内の百姓に上納させた「実綿」の実と「菜種子」を薩摩藩交易方が絞り「油」と「粕」を製造する→⑥製油した「油」は琉球（沖縄）へ「粕」は「和州河州の百姓共」への綿作用の貸付肥料として大和薩州產物会所へ送る（→①へ循環していく）、という大和薩州產物会所を仲介しての一分の無駄も許さない経済の超合理的効率的交易構想の緻密さ（近江商人の「產物廻し」にも引けをとら

ないと思う）によってのみ実現されるべきものなのである。「双方の便利に御座有る間敷哉（どうして大和国と薩摩藩双方の便利とならないことがありましょうか〈必ず双方にとって便利なものになります〉）」という「三方面利融通」を実現するということはこうした精緻な手続きを必要とする。石河は、この「三方面利融通」の手続きを抜きにしてあるいは「三方面利融通」の「其土地百姓の便利為方」を無視して、早急に銀札を発行して薩摩藩側のみが「眼前高利」を取るようなたくらみは、「其國の地勢は勿論、第一其習俗を能々熟知」せぬ「輕忽の挙」であり、断じて「眞の御経済」ではないと憤る。この石河の憤りは、「三方よし」の倫理性にも通じている。

石河は、この大和国での早急な銀札発行論への反対論を翌年元治元年（1864）5月13日付伊地知壯之丞宛石河確太郎文書でもさらに強く憤りをもって展開している。その箇所は次の通り。そこから、「三方面利融通」の意味をさらに深く理解することができる。

一昨年（文久3年）來、私（石河確太郎）へ仰付けられ、大和に於て御産物会所召し立てられ候儀も亦銀札御取行の御目的を以て恐れ乍ら、私より申し上げ奉り候儀に之有り。就ては、私にも専ら其趣意を以て十分基礎相立て候様、取扱仕る事に候得共、未だ其時に至らず今日に相成り、……凡そ貨幣は生民の産業生命にも相係り、實に容易ならざる者（物）にて、輕挙に召し立てられ候ては、御国威御外聞にも相拘はり申すべき儀も御座有るべく、恐れ乍ら、存じ奉り候。銀札の通不通は、官の許不許には相拘はり申さず、唯人民一統安堵帰服仕り候て始めて行はるゝ者（物）に御座候故に……殊に此御方様（薩摩藩主）には其國（薩摩国）に於て御領地在らせられ、（大和国では）年貢米上納手形と申すにも之無く、（銀札発行は）
むなし きはしがき 空敷紙端書を以て民の現金に換へ候事に之有り。……只今銀札御取行の儀、御申し立ては扱置き、早く彼國（大和国）便（便利）の品相送り、彼人民を悦ばし安心致させ、……彼に便（便利）なる品、我利なり。徒に御送りに相成り候儀に之無く、交易の本旨則銀札の基に御座候⁽⁵⁸⁾。

石河は、まず「凡そ貨幣は生民の産業生命に相係り、實に容易ならざる者

(物)」との貨幣認識に基づき、薩摩藩の権威や自藩内で行使できる「年貢米上納手形」など経済的手段も及ばない大和国において、「彼國（大和国）便（便利）の品相送り、彼人民を悦ばし安心致させ」という「三方便利融通」を抜きにして、銀兌換紙幣の一種である銀札を発行するなどということは、^{むなし きはしがき}「空敷紙端書を以て民の現金と換へ候事」と同じことであり、薩摩藩の権威（外閑）をも失墜させる「軽挙」以外の何物でもないと根本的に批判する。

「銀札の通不通は、官の許不許には相拘はり申さず、唯人民一統安堵帰服仕り候て始めて行はるゝ者（物）に御座候」とは、石河の経済観の鋭さをよく表している。石河の経済観からすれば、「凡そ貨幣は生民の産業生命に相係」るゆえ、銀札が流通するかどうかは、官・政治権力からの一片の法的な「許不許」によるものではまったくなく、「唯人民一統安堵帰服」せしめるような、「便（便利）の品」商品（国産物）の流通が需給関係の観点からどれ程効率的に実現できているかどうかということ、つまりは、〈「三方便利融通」がどれ程実現できているか〉ということによるものであることは明らかである（また注意すべきは、石河が、「徒に御送りに相成り候儀に之無く」〈彼に便なる品といつてもいたずらにそれを供給することではない〉と表明していることである。「徒に御送りに相成り候儀に之無く」は、「三方便利融通」が需給関係・商品関係を無視したボランティアではないことをよく表している）。

したがって、注意しなければならないのは、石河は銀札発行そのものを否定しているわけではなく、むしろ銀札発行機能を十分發揮できる段階に達して薩州産物会所は完成すると構想していたということである。石河が「交易の本旨則銀札の基に御座候」と述べたようにしたように、銀札発行は商品（国産物）流通の「三方便利融通」の高度な展開を基にして導かれるべきものであった。

石河の理解からすれば、商品（国産物）流通の「三方便利融通」の基礎から展開された段階での銀札発行は、もはや薩摩藩側だけが「眼前高利を取る」というようなものではなく、薩州産物会所交易圏の参加交易主体すべての金

融的「便利」を実現するものとなる。「三方便利融通」が商品（国産物）交易を超えて金融的な「便利融通」にまで展開できれば、薩州産物会所交易圏はある種独立・自立した確固たる流通網となることはいうまでもない。その時、銀札は薩州産物会所交易圏での共通貨幣のような（現在のEUのユーロ通貨のような）機能を持つことになり、薩州産物会所交易圏での取引に銀札が用いられることも可能となるわけである。この点において、薩州産物会所交易と近江商人商法との大きな相違のひとつがある。銀札のような一種の兌換紙幣の発行は、近江商人商法の枠を超えている。商人一般がそうであるように近江商人も既存の貨幣の枠組みのなかでのみ商業をおこなう。石河にとって、「他国」における商品（国産物）交易でさえ困難な事業であるのであるから、「他国」における銀札発行については、「三方便利融通」を極限にまで徹底しなければ、とても覚束ない。そこに石河が、「三方よし」の概念をさらに徹底した経済合理性・効率性の方向へ向けて純化して「三方便利融通」の概念を練成していくかねばならなかった根拠のひとつがある。

以上のことと踏まえて、「三方便利融通」と「三方よし」の関係について、まとめてみたい。

薩州産物会所交易の「他国の産物を以て他国に交易し、其利を我に收むること」との趣意とは、いい換えると「彼に便（便利）なる品、我利なり」のことであることがわかる。「他国の産物を以て他国に交易し、其利を我に收むること」は同時に「彼に便（便利）なる所、我利なり」であるとすると、「三方便利融通」の概念が近江商人の「三方よし」の概念ときわめて近似したものであることがわかる。交易圏での〈彼の利〉=〈我が利〉が成立する座標点を定めることが、石河にとって〈真の経済〉を形成することであり、比較生産費説・世界貿易論から学んだ経済学・経営学であった。近江商人が日常的無意識的な商慣習として幾分かの倫理的情緒を盛り込んで表現した「三方よし」を「三方便利融通」は、倫理性を蒸留して経済学・経営学の言葉に洗練したものと理解できるのである。結論は、当然のことながら、薩州産物会所交易と「產物廻し」の関係と同じ内容になった。石河の薩州産物会所交

易構想は、実際的側面（「産物廻し」）からも理念的側面（「三方よし」）からも大きく影響を受けたことは明らかである。（つづく）

注

- (1) 〈幕末から明治初期における会社制度導入についての研究蓄積はなぜ貧弱なのか？〉ということは、ひとつの独立した論文が作成できる程、多面向で深い意味合いを持っている。ここでひとつだけあげて述べておきたい。従来の研究史で重視したのは、発展との〈自明な直接的繋がり〉であった。従来の研究では、多くは、明治期の顕著な会社制度の発展に直接的繋がりが自明に確認できる明治6年（1873）設立の第一国立銀行を基準にしている。第一国立銀行は、「国立」とあるが、三井と小野組の共同出資を中心に株主を募集した「私立」銀行であり、菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』で日本初の「本格的株式会社」と高く評価したものである。逆にいえば、従来の研究史では、明治期以降の会社制度の発展と〈自明な直接的繋がり〉が確認できない幕末から明治初期における会社制度導入の試みは、〈取りあげるに値せず〉と打ち捨てる傾向にあった。特にそれが実施されず計画の段階で中絶・消滅した事例など、研究対象としてほとんど顧みられることはない。石河確太郎らが取り組んだ薩州商社取建の試みは、その典型といえる。したがって、薩州商社取建構想の先行段階となった薩州産物会所取建に基づく交易構想についてもその研究史的蓄積はほとんど零の状況であった。
- (2)、(3) 百間町屋敷と百間町グループ及び薩州産物会所交易についての詳細は、長谷川洋史「大和薩州産物会所取建の時期と場所について—曾我村と高田村の場合を中心にして—」（東亜大学学術研究所『研究論叢』No. 37・1997年3月）・長谷川洋史「薩州商社取建構想の先行段階としての薩州産物会所取建に基づく大和交易構想について—薩摩藩交易方掛石河確太郎の経営思想を中心にして—(1)(2)(3)(4)」（東亜大学『経営学部紀要』第5号・第6号・第7号・第8号／1996年8月・1997年2月・1997年9月・1998年2月）を参照。
- (4) 大阪大学附属図書館所蔵「石河確太郎正龍を主たる差出人とする諸書付並びに古文」かんばしのひまさ（以下「大阪大学附属図書館所蔵石河確太郎書付・古文」と略記）。芳即正「石河確太郎文書」（『尚古集成館紀要』第8号・尚古集成館・1996年3月）、1~4ページ。引用につき、漢字・仮名の一部を現在のものに直し、句読点を付し、文の一部を読み下しにした。（ ）内とゴシックとルビは長谷川による。以下、同書よりの引用について同じ。
- (5)、(6) 大坂のような幕府直轄地（天領）においては、諸藩は土地・屋敷を購入することは禁止されているので、諸藩が天領に蔵屋敷など開設する場合は、幕府への届出においては、必ず天領地元の町人を土地・屋敷の名義人に立てて、諸藩がその名義人から土地・屋敷を貸借する形式にしなければならなかった。しかし、この土地・屋敷の貸借は事実上の土地・屋敷の購入であった。「百間町御屋敷代」「百間町御屋敷買入」と

は薩摩藩が大坂で蔵屋敷を地元町人を介して事実上間接的に蔵屋敷を買い入れたことを意味していた。百間町屋敷の場合、文久2年12月に大坂町人菱屋昌五郎から石河確太郎が薩摩藩を代表して間接的に買い入れている（鹿児島県歴史資料センター黎明館編纂『鹿児島県史料 玉里島津家史料』二〈鹿児島県・1993年〉に収録の「石河確太郎ヨリ大和産物会所設立及右大坂支配所屋敷〈百間町屋敷のこと：長谷川〉買入口上覚」と長谷川前掲「大和薩州産物会所取建の時期と場所について」を参照）。文久2年12月の菱屋昌五郎からの百間町屋敷購入は、石河「覚」での「戌（文久2年）十二月十六日 金五拾両 百間町御屋敷手附銀相渡」とぴたりと照合している。

- (7) 江戸期において、町の運営は、地主・家持の町人（いわゆる旦那衆・町衆のこと）、〈町人〉とは厳密にいえば地主・家持を意味し、熊さん・八つあんのような裏だな借りのものは本来〈町人〉とはいえない）が責任を持っておこなう。町入用（町入費）とは町人が町の運営に必要な経費であり、町人の拠出によって賄われる。町人ではないが事実上の百間町屋敷の所有者である薩摩藩側が、町入用も負担していたことがわかる。
- (8)、(9) 各藩の大坂蔵屋敷は、大抵、「水の都大坂」の多くの河川・堀沿いに建てられ、河川・堀の水運で物資を輸送した。百間町屋敷は、立売堀のそば、木津川沿い（対岸は江之子島）に開設され、百間町屋敷の取り扱う産物（商品）は、剣先船（小船）を用いて、木津川の水運を使った。「浜地代」は木津川波止場使用料であり、「百間町御屋敷附仲仕」はそうした産物運送にともなう百間町屋敷専属人夫である。
- (10)、(11)、(12) 前掲大阪大学附属図書館所蔵石河確太郎書付・古文。絹川太一『本邦綿糸紡績史』第1巻（日本綿業俱楽部・1937年）、146～148ページ。
- (13) 日本初の会社規則（社則）といえる、慶応3年（1867）6月付で発表された「薩州商社条書」（全40箇条）では、薩州商社は、薩摩藩の従属組織ではなく、薩摩藩から相対的に独立した流通組織であること（薩摩藩と薩州商社は相互に対等な組織として在ること）の意思表示するべく数々の条項が設けられている。たとえば、「（薩州商社が薩摩藩に支払う）商税は（薩州商社の）益金の二割と相定め候事」（第8条）は、相互に独立した組織間の明確な契約性の表明であり、「役人は役の威を以て事を強ひ候儀、決して之有る間敷事」（第14条）・「役人は一切商方に相携り間敷、所存申し立て間敷、私許相立て間敷候事」（第15条）は、薩摩藩側役人は薩州商社経営（商方）に對して絶対に干渉してはならないことを強調している。詳細は、長谷川洋史『『薩州商社条書』の解釈(1)(2)(3)(4)』（東亜大学『経営学部紀要』第10号・第12号・第13号・第15号／1999年3月・2000年3月・2000年12月・2001年10月）を参照。
- (14) 前掲大阪大学附属図書館所蔵石河確太郎書付・古文。芳前掲「石河確太郎文書」、18～19ページ。
- (15) 詳細は長谷川前掲「薩州商社取建構想の先行段階としての薩州産物会所取建に基づく大和交易構想について(1)(2)(3)(4)」を参照。
- (16) 「伊地知貞馨関係文書」「伊地知壯之丞書翰集」、東京大学史料編纂所所蔵。漢字と仮名遣の一部を現在のものに換え、文の一部を読下しに直し、句読点を付け、ルビを振った。（ ）内とゴシックは長谷川による。

- (17) 詳細は、長谷川洋史「『薩州商社』取建計画と薩摩藩『大和交易方』の商社への改編計画との関係についての概論」(東亜大学『経営学部紀要』第4号・1995年7月)を参照。
- (18) 薩摩藩イギリス留学生派遣は、「近代西洋の技術・知識を現地で直接吸収し、薩摩藩内へ移植する」という薩摩藩の速急な技術・経済の近代化の必要性から実施されたもので、幕末期開国後の甚大な危機感をよく反映している。薩摩藩イギリス留学生派遣案については、従来研究史は、史料的限界もあって、「五代才助上申書」(公爵島津家編纂所『薩摩藩海軍史』中巻〈復刻版・原書房「明治百年史叢書」第72巻〉に掲載)での案に基づき、五代才助にばかり焦点を置いて論じられてきた。しかし、留学生派遣実施段階では、「石河確太郎上申書」(大久保利謙「幕末の薩摩藩立開成所に関する新史料」(『大久保利謙歴史著作集』5・吉川弘文館・1986年)に掲載)案が大きなウエイトを占めていたことは明らかである。薩摩藩イギリス留学生派遣に関する五代と石河の関係については、別稿で論じていきたい。
- (19) 詳細は長谷川洋史「寺島宗則(松木弘安)の『コムペニー』概念について—解放思想としての会社制度—」(日本経済思想史研究会『日本経済思想史研究』第4号・2004年3月)を参照。
- (20) 慶応3年11月付「亀ヶ崎足軽御用帳」(酒田市立光丘図書館所蔵/酒田市史編纂委員会編『酒田市史』史料篇第4集海運篇下・酒田市・1969年・246~247ページ)を参照。薩摩藩から200両の錢別・旅費をもらって帰省した本間郡兵衛を庄内藩側が尋問した調書、「亀ヶ崎足軽御用帳」は、「薩州表は、綿并砂糖・木綿は物産に之有り、一体、米不足に付、右物産と(羽州の)米と交易成され度。……薩州問屋願奉り度心組の由にて既に親類(本間家一門)杯へ相談……」(同書/漢字と仮名遣いの一部を現在のものに換え文の一部を読下しルビを振った。括弧内は長谷川)と記してあり、本間の酒田帰省が、薩州産物会所交易構想以来の北国交易実施と表面上薩州問屋という形での薩州商社羽州支社の開設であったことを割合正確に表している。
- (21) オランダ生まれのフルベッキは、アメリカに渡りダッチ・リフォーム派の宣教師となり、安政6年(1859)に来日(長崎に)、長崎奉行学校の済美館や佐賀藩学校の致遠館で教え大隈重信・副島種臣らを指導、維新後は明治政府顧問/大学南校教頭/元老院顧問/華族学校講師/明治学院教授・理事会議長を経て東京で没した。本間郡兵衛は、フルベッキから英語辞典を贈られ、フルベッキ夫妻の肖像画を描いている。
- (22) 「薩州商社発端」「薩州商社条書」や「薩州商社名籍」など本間郡兵衛が慶応3年に酒田に持ち込んだ重要な史料は、郡兵衛の兄(本間新四郎)の系譜で、山形県酒田市在住の本間恒輔(故人)家が「本間新四郎家文書」として保管している。フルベッキからの英語辞典やフルベッキ夫妻肖像画なども本間恒輔家が保管している。「薩州商社発端」「薩州商社条書」については、長谷川前掲「『薩州商社条書』の解析」の他、長谷川洋史「『薩州商社発端』の解析」(東亜大学『経営学部紀要』第9号・1998年9月)で詳述。「薩州商社名籍」には、10代浜崎太平次を筆頭に、柿本彦左衛門(鹿児島年寄格商人)・魚住源藏(同)・藤安吉次郎(柿本や魚住同様鹿児島商人と思われる)、4名の薩摩藩商人の署名が記されている。魚住・藤安は、これより1年前の慶応2年

- (1866)9月におこなわれた、伊地知壯之丞・木場伝内（1817 文化14～1891 明治24／薩摩藩大坂蔵屋敷全体の最高責任者ともいえる大坂留守居役）・税所長藏（篤／1827 文政10～1910 明治43／大坂留守居役次官格／後に2代堺知事）ら薩摩藩大坂蔵屋敷幹部の薩州産物会所（大和薩州産物会所）交易再興のための和州（大和国）視察行に随行している。これは、薩州産物会所と薩州商社のつながりを追究する上で大いに注目すべきことである。慶應2年9月の和州視察行については長谷川前掲「大和薩州産物会所取建の時期と場所について」を参照。
- (23) 前掲大阪大学附属図書館所蔵石河確太郎書付・古文。芳前掲「石河確太郎文書」、8ページ。
 - (24) 堺市役所編『堺市史』第3巻本編第3、1930年、742ページ。漢字の一部を現在のものに換えた。（ ）内とルビは長谷川による。以下、『堺市史』よりの引用について同じ。
 - (25) 堺市役所編『堺市史』第7巻別編、1930年、494～495ページ。
 - (26) 「慶應三卯八月十九日出願繪圖」の写真は、絹川前掲『本邦綿糸紡績史』第1巻の150～151ページに掲載されている。また本研究は、「慶應三卯八月十九日出願繪圖」の実物しかも『本邦綿糸紡績史』掲載写真とは違ったバージョンのものが本間新四郎家文書の内にあるのを見発したが、このことについては別稿を作成して論じてみたい。
 - (27) (28) 堺も幕府直轄地であるので、大坂の場合と同様、堺戎嶋薩州蔵屋敷も堺町人を敷地・屋敷の名義人にして御屋敷名代を立てた。
 - (29) 大和屋（辻本）徳兵衛は、長州藩士大楽源太郎ら尊攘激派の襲撃から尊王思想家の大和復興画家冷泉為恭（1823文政6～1864元治1）を匿い保護したことで有名である（結局、冷泉為恭は大楽源に暗殺されたが）。逸木盛照『冷泉為恭の生涯』（便利堂・1956年）では、「（大和屋徳兵衛は）當時髭ハンで通っていた人である。大徳（大和屋徳兵衛）は随分多趣味であって、茶事、能楽、狂言、書画を好み、夏は紺紗の蚊帳を用いた程のすき者であった。皎月独齋と号して表千家の茶を能くした（43ページ／漢字の一部を現在のものに換えた括弧内は長谷川）」とある。大和屋徳兵衛も青木久兵衛と同様、堺商人の典型で、市井の小知識層であった。
 - (30) 前掲大阪大学附属図書館所蔵石河確太郎書付・古文。芳前掲「石河確太郎文書」、8～9ページ。
 - (31) 同上書。芳同上書、15～16ページ。
 - (32) 江頭恒治『近江商人 中井家の研究』、雄山閣、1965年、19ページ。
 - (33) 小倉榮一郎『近江商人の系譜－活躍の舞台と経営の実像－』（現代教養文庫）、社会思想社、1990年、47～48ページ。（ ）内は長谷川による。
 - (34) 小倉榮一郎『近江商人の経営』、サンブライ出版、1988年、92～93ページ。
 - (35) 井原西鶴『日本永代蔵』（校注古典叢書）、堤精二校注、明治書院、1978年、113ページ。（ ）内は長谷川。以下同書よりの引用について同じ。
 - (36) 同上書の「解説」、225ページ。『日本永代蔵』ではノンフィクションとフィクションを織り交ぜて表現されていて、三井八郎兵衛高利も「三井九郎右衛門」との変名が施されている。高利の長男高平が「八郎右衛門」を名乗ったので（三井惣領家当主は代々

- 「八郎右衛門」を襲名することになる)、「九郎右衛門」は「八郎兵衛」と「八郎右衛門」をもじったものかもしれない。
- (37) 同上書、30~31ページ。1683年(天和3)、画期的な「現金掛値無し」を打ち出した有名な江戸駿河町の越後屋大型新店舗を、高利は「越後屋八郎右衛門」(長男高平)の名で開かせた。
- (38) 三井高利・三井越後屋が打ち出した呉服業商法の革新性の内容は、「①従来の呉服業の屋敷売り(商人が客の屋敷に出向き売る)をしないで店売り(客が店に来て買う)をおこなう。②屋敷売りでの掛け売り(商品の支払いはその場でおこなわづ付けておこなうが、支払いが延びることの料金を正価に上乗せした掛け値を付けて売る)をしないで、「現金掛け値無し」の店売りをおこなう。③掛け値を含まない正価を明記した正札を商品に付け、駆け引きをおこなわづ正札通りの廉価販売(正札売り)をおこなう」である。近代的小売業態の原点ともなる百貨店 department store の始祖と評価される「ポン・マルシェ(廉売市場)」がブーシーコー(1810~1877)によってフランス・パリに設立される1852年(嘉永5年/ペリーの浦賀来航の1年前)よりも170年も前に、三井高利・三井越後屋は、百貨店方式の小売の革新的といわれる特徴である「①商品回転率を高めた廉価販売②定価 fixed price 販売③顧客が自由に店に入り出しして買い物ができる」などと重なる商法をすでにおこなっていた。さらに、明治37年(1904)に新装開店して日本初の百貨店となった株式会社三越呉服店が三井高利・三井越後屋の正統な系譜を引くものであることは非常に興味深いものがある。
- (39) たとえば、薩州商社の場合は、在来の会所方式を改良した薩州産物会所の枠組みを使ったり、「元占」や「奉行」のような在来の概念と会社制度をつなげて「商社元占」や「商社奉行」としたり、在来の蔵屋敷の流通システムを利用して掛屋に薩州商社現金出納管理を委託したりしている(薩州商社の本社は堺戎嶋薩州蔵屋敷の体裁をとった)。また、たとえば、明治政府は、本来会社制度とは反対概念のはずの、既成の株仲間に会社制度導入を任せた(株仲間をして株仲間を解体せしめた)。
- (40) 江頭前掲『近江商人中井家の研究』、40~41ページ。ルビを振り文の一部を読み下しにした。()内とゴシックは長谷川による。
- (41) 同上書、38~40ページ。[]内とルビは長谷川による。
- (42) 同上書卷頭の「為取替証文」写真的解説文。
- (43) 大塚久雄『株式会社発生史論』(『大塚久雄著作集』第1巻)、岩波書店、1969年、459~460ページ。()内とゴシックは長谷川による。
- (44) 『大阪市史』第5(大阪市役所蔵版)、復刻版(清文堂/1979年)・初版(1911年)、729ページ。一部の漢字・仮名遣を現在のものに換え、ルビを振り文の一部を読み下しにした。以下同書からの引用について同じ。
- (45) 同上書、728ページ。
- (46) 同上書、731ページ。
- (47) 同上書、719ページ。
- (48) 堺市役所編『堺市史』第6巻資料編第3、堺市役所、1929年、108~110ページ。一部の漢字・仮名遣を現在のものに換え、ルビを振り文の一部を読み下しにした。()

内とゴシックは長谷川による。

- (49) 株仲間の原型は、村落共同体の掟（村掟）である。^{むらおきて}株仲間は、〈都市の中の村〉であるといえる。「出る杭は打たれる」「見ざる言わざる聞かざる」と個人は「一己の存意」を表すことなく、村掟を墨守さえしていれば、個人は村全体から生まれてから死ぬまで保護されるが、逆に村掟に計らず（村全体の意見・談合に計らず）「一己の存意」だけで事を決すると、その個人は過酷な〈村八分（文字通り仲間はずれ・いじめ）〉を受けるか村から追放される（極端な場合殺害される）。株仲間さらにその先行形態である〈座〉などの在り方は、農耕に基づく村落共同体以来千年以上の蓄積の上にあって、ある種の文化（近代的欧米社会からすれば〈悪しき伝統的商習慣〉）とさえ見なされるのは極めて自然なことである。明治期の会社制度導入の場合がそうであったように、株仲間の分厚い地層を戦後の一片の独占禁止法によって根底的に払拭できるものではない。現在に至るまで、いわゆる行政がらみの談合事件が繰り返される本源的根拠はいまだに日本の組織全般に影響力を持っている株仲間の存在がある。江戸期の株仲間は、「談合」のことを、「評義（儀・議）」「衆評」「衆議」（同上『堺市史』第6巻資料編第3、109ページ）などと、個人の利益を超えて業界全体の共栄共存を計るまったくの「義」として表現していた。
- (50) 勝海舟全集刊行会編『開国起原』V（勝海舟全集第19巻）、講談社、1975年、719～720ページ。（ ）内は長谷川。当初の日本側の貿易黒字は貿易量の拡大にともない1867年（慶応3年）には大幅な貿易赤字に転化していった。
- (51) 石河確太郎は、維新直後に薩摩藩から改めて堺紡績所経営の運営を委託された際、自分が堺紡績所運営の委託を受ける条件と自分の堺紡績所運営の心構えについての長大な文書を慶応4年（1868）7月付で薩摩藩に提出している。その中で、石河は、堺紡績所の今後の方針として、「其外他国に於て機械所を建て漁獵の場を立つる等、総べてこれを税局と唱へ、洋人の最勉むる所に候。我日本に於ては今速に事を異邦に計ることを得ずと雖も、小ながら邦内に於て早晚其事開けむこと理を以て知るべく何卒人に後れざる様御座有り度、兼々思惟仕り罷り在り候処、此節泉州堺に於て公班衛の御屋敷召し開かれ、首として紡機召し建てられ……右、紡績に劣らず、必須大利の者（物）多々之有り。政大なれば國広きの旨に基かせられ、遂に一大税局と相成る。堺御屋敷の御本旨たる貿遷の公班衛を併せて富強の一事にも相成り候得ば、私の宿願是より外之無く、有難き仕合と存じ奉り候」（絹川前掲『本邦綿糸紡績史』第1巻・151～152ページ／漢字・仮名の一部を現在のものに直しルビを振り文の一部を読み下しにした）と述べている。そこには、「公班衛の御屋敷」（薩州商社本社）が堺紡績所を将来海外進出の方向で運営するとの石河の決意が表されている。この海外進出は、綿糸輸出（商品輸出）のみならず「他国に於て機械所を建て」と資本輸出も射程に入っていることがわかる。またこの貴重な石河文書は、慶応4年7月段階で、堺戎嶋薩州蔵屋敷=薩州商社本社=堺紡績所敷地の三位一体の体制が統いていたことの重要な左証ともなっている。この直後、薩州商社取建構想は明治政府の会社制度導入政策と入れ替わるようにして中絶消滅し、堺戎嶋薩州蔵屋敷内での堺紡績所築造・運営計画だけが残ることになる。

- (52) 商業の内部発展が資本制社会へと展開するものでないのと同様に、「組合商内」や「產物廻し」など日本在来の商業の高度な在り方がさらに内部発展すると会社制度に展開するものでは決してない。資本制社会の確立がそうであったように、既成の経済システムが崩壊し新しい経済システムが社会の特殊な部分ではなく、全般的社会システムとして確立するためには、政治革命あるいは政治改革など経済外的要因が加わらなくてはならない。石河が立案した薩州産物会所も会社制度に接近する程の革新性を内包しながら、それ自身の内部発展から薩州商社取建構想が導かれたわけでは決してない。薩州産物会所と薩州商社の間には質的な違い、次元の違いの大きな段差がある。薩州産物会所は会社制度概念という外部的衝撃が加わって薩州商社へと飛躍することができた。さらにいえば、明治維新という政治改革があつて、国内・在来の商業の発展は、資本制社会の確立とつながっていくのである。
- (53) 小倉前掲『近江商人の経営』、53～54ページ。() 内は長谷川。特に、「たとへ他国へ商内に参り候ても、この商内物、この國の人一切の人々皆々心よく着申され候よう」と、自分の事に思はず、皆人よきようにと思ひ、高利望み申さず、とかく天道のめぐみ次第と、ただその行く先の人を大切におもふべく候」(「他国へ行商するも總て我事のみと思はず、其の國一切の人を大切にして、私利を貰うこと勿かれ、神仏のことは常に忘れざるように致すべし」との家訓を盛り込んだ、五個莊商人中村治兵衛(麻布織布商)が宝暦4年(1754)付で養子に宛てた文書(書置)は、「三方よし」の原典とされてきた(末永國紀『近江商人学入門—CSRの源流「三方よし」—』(サンライズ出版/淡海文庫31・2004年)の「『三方よし』とCSR〈企業の社会的責任〉」を参照)。
- (54) 小倉榮一郎『近江商人の開発力』、中央経済社、1989年、6～11ページ。
- (55) 長谷川前掲「大和薩州産物会所取建の時期と場所について」を参照。
- (56) 前掲大阪大学附属図書館所蔵石河確太郎書付・古文。芳前掲「石河確太郎文書」、18ページ。
- (57) 同上書。芳同上書、10～12ページ。
- (58) 同上書。芳同上書、17～18ページ。